

衆議院建設委員會

議録第十二号

平成十二年四月二十六日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

- 委員長 大口 善徳君
理事 佐田玄一郎君 理事 佐藤 静雄君
理事 原田 義昭君 理事 宮路 和明君
理事 田中 慶秋君 理事 吉田 公一君
理事 井上 義久君 理事 中島 武敏君
加藤 卓二君 亀井 久興君
岸田 文雄君 小林 多門君
坂田 義孝君 西川 公也君
野田 聖子君 蓮実 進君
林田 彪君 増田 敏男君
松本 和那君 宮腰 光寛君
吉川 貴盛君 榊床 伸二君
平野 博文君 藤田 幸久君
前原 誠司君 渡辺 周君
赤羽 一嘉君 辻 第一君
青木 宏之君 一川 保夫君
中西 績介君

- 建設大臣 中山 正暉君
国土政務次官 増田 敏男君
建設政務次官 加藤 卓二君
建設政務次官 岸田 文雄君
政府参考人 森山 幹夫君
(厚生省社会・援護局施設 人材課長)
政府参考人 伴 次雄君
(林野庁長官)
政府参考人 川本 省自君
(水産庁次長)
政府参考人 風岡 典之君
(建設省建設経済局長)
(建設省河川局長) 竹村公太郎君

- 政府参考人 大石 久和君
(建設省道路局長)
政府参考人 那珂 正君
(建設省住宅局長)
政府参考人 細野 光弘君
(消防庁次長)
(首都高速道路公団理事) 北川 久君
建設委員会専門員 福田 秀文君

委員の異動

- 四月二十六日
辞任 西川 公也君 補欠選任 吉川 貴盛君
榊床 伸二君 藤田 幸久君
上田 勇君 赤羽 一嘉君
佐々木洋平君 一川 保夫君
同日
辞任 吉川 貴盛君 補欠選任 西川 公也君
藤田 幸久君 榊床 伸二君
赤羽 一嘉君 上田 勇君
一川 保夫君 佐々木洋平君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案(内閣提出第七一号)(参議院送付)

大口委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、参議院送付、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として建設省建設経済局長風岡典之君、河川局長竹村公太郎君、道路局長大石久和君、住宅局長那珂正君、厚生省社会・援護局施設人材課長森山幹夫君、林野庁長官伴次雄君、水産庁次長川本省自君及び消防庁次長細野光弘君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

大口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

大口委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮腰光寛君。
○宮腰委員 おはようございます。自由民主党の宮腰光寛でございます。きょうは、土砂災害防止法に関する質問を行います。

○大口委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮腰光寛君。
○宮腰委員 おはようございます。自由民主党の宮腰光寛でございます。きょうは、土砂災害防止法に関する質問を行います。

下対策を幾ら進めても危険箇所がふえていくという、いわばイタチごっこのような状況になっております。この土砂災害防止法では、ソフト面を重視し、土砂災害の危険性のある区域を明らかにし、その区域の中での警戒避難措置や立地抑制策を進めることとしております。

○中山国務大臣 お話のございました昨年の広島でも大変犠牲者の方が出られまして、改めて御冥福をお祈りする次第でございます。

○宮腰委員 おはようございます。自由民主党の宮腰光寛でございます。きょうは、土砂災害防止法に関する質問を行います。

○大口委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮腰光寛君。
○宮腰委員 おはようございます。自由民主党の宮腰光寛でございます。きょうは、土砂災害防止法に関する質問を行います。

○大口委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮腰光寛君。
○宮腰委員 おはようございます。自由民主党の宮腰光寛でございます。きょうは、土砂災害防止法に関する質問を行います。

しようとするものでございまして、これらの仕組みを生かして、土砂災害、大体五年で四千カ所ぐらいいいことになりそうでございますが、そういう危険な区域に対して万全を期したい、かように考えております。

○宮腰委員 次に、基礎調査についてであります。例えば急傾斜地の場合ですと、区域指定要件は、崩壊するおそれのあるところというようにあいまいな点がありましたが、この法案では、都道府県が警戒区域、特別警戒区域の指定のために基礎調査を実施することとされております。いわば客観的な基準によって区域指定をするための調査であります。技術的にも財政的にも都道府県の役割や負担が大きくなると考えられます。

すべての都道府県で基礎調査に要する期間や費用はどのくらいを見込んでおられるのか、また、都道府県が行う基礎調査に関し、国の支援策としてどのようなことを実施していくのか、昨年集中豪雨による土砂災害をこうむった広島県御出身の岸田政務次官から御答弁をいただきたいと存じます。

○岸田政務次官 先生の方から広島県の災害に触れていただきまして、まことにありがとうございます。

基礎調査についてお尋ねをいただきました。基礎調査につきましては、おおよそ五年をかけたとして全国一斉に実施をしまして、そして調査を終えた箇所から警戒区域等を順次指定していく、こうした流れを考えております。

この基礎調査というものは都道府県知事の責務で実施するものですが、今回の法律の制度、仕組み、流れの中で、この基礎調査というものは、大変重要な要素だというふうに認識しております。建設省としても、その調査の実施に要する費用の補助だけではなく、実施に際しての技術的助言、こういったものもしっかりと行っていかねければいけない、そのように感じております。

して、基礎調査の前に国として基本指針を定めるわけですが、この基本指針の中で調査手法を定めるなど技術的支援を行っていく、こういったことも大切な支援とおおむね五年、そして費用につき期間は五年の間は作業を進めていく中であつて、ケース・バイ・ケースで不足がないように支援をしていかなければいけない、そのように感じております。

○宮腰委員 次に、工事の実施についてであります。土砂災害警戒区域等は、都道府県知事が基本指針に基づき市町村長の意見を聞いて指定することになっております。このとき、関係住民の意見は市町村長に代表されていると解釈されますが、土砂災害警戒区域は、そもそもその地域が持つている内在的な危険性が基礎調査により客観的に明確になったものであります。この法律の制定によりまして、土砂災害対策は、従来の砂防三法等の工事による対策から、土砂災害の危険箇所における開発行為に対する許可制や建築規制及び建築物の移転等のソフト対策が整えられ、総合的な対策が整備されることとなります。

さらに、既成の集落以外にも、今ほど大臣の方からおっしゃいました都市化の進展が予想される地域に対して、土砂危険箇所の増加抑制の観点からも、積極的に土砂災害防止法による区域指定を行うべきと考えます。

そこで、砂防三法等の事業の実施に当たりましては、従来の事業の採択基準に加え、土砂災害警戒区域等の指定も考慮して実施するのか、また、危険箇所の増加抑制の観点から当面事業は行わないこととするのか、政務次官のお考えを伺いたいと思ひます。

○岸田政務次官 今先生から御指摘いただきましたように、本法案は、まず生命、身体の保護に加えて、土砂災害危険箇所の増加抑制を目的としたソフト法でありまして、土砂災害特別警戒区域等は基本指針に基づき指定することにな

つていられるわけですが、その一方、従来の砂防三法等に基づきます土砂災害防止工事につきましても、今後とも従来と同様に、危険性とか緊急性とか、あるいは保全対象の重要性とか経済性、こういった観点に基づいて検討を行って事業の優先度を決めて進めていく、今回の法律の制定とは別に従来どおりそうした工事も進めていくわけですが、ただ、今回の法律によりまして特別警戒区域等の指定が行われますと、その工事の優先度を判断する際に、こうした区域の指定は一つの判断要素にはなると思っております。その区域の指定が行われることによつて、従来から進めている土砂災害防止工事等の優先順位を考える際にその判断の要素となる、そのように両方の関係を考えております。

○宮腰委員 建築物の移転についてでありますけれども、先日、地元の間部で国政報告をいたしました際にこの法案につきまして話をいたしましたところ、関心を示された方が非常に多かつたわけでありました。

そのときに、いろいろな疑問点をお聞きしたわけでありまして、特に建築物の移転について、この法律に基づく特別警戒区域の指定をした場合に、都道府県知事は建築物の移転勧告ができることとなります。その際に、国及び都道府県の努力義務として、この法案では支援措置を講ずることとしておりますが、都道府県知事から移転勧告がなされた場合、例えば、既にあるがけ地近接等危険住宅移転事業の補助金の制度に加えて、この法律による新たな支援措置が受けられることになるのかどうか、政務次官から伺いたいと思ひます。

○岸田政務次官 御指摘いただきましたように、現行でも、がけ地近接等危険住宅移転事業、がけ近事業と言っておりますが、このがけ近事業によりまして、危険な地域からの住宅移転に対しまして、移転先の住宅の建設費等の一部を予算措置として補助しているところでございますが、こうした補助に加えて、本法案では、都道府県知事

が勧告した場合について、住宅金融公庫の貸し付け条件を優遇する措置を設けているところでございます。ですから、従来のがけ近事業による補助に加えて、こうした住宅金融公庫の貸し付け条件の優遇を受けられる、両方を受けられるということでございます。

○宮腰委員 次に、土砂災害に関連をいたしました。黒部川におけるダムへの排砂についてお伺いをいたします。まず、海域漁業への影響についてお伺いをしたいと思います。

お手元に六枚つづりの資料をお配りさせていただきました。そのお配りしてある資料は、既に公表されております北陸農政局富山統計事務所編集の資料などをもとにしてグラフ化したものでありますけれども、まず初めに、この資料の内容に間違いがないかどうか、水産庁の方からお伺いをいたしたいと思います。

○川本政府参考人 配付資料の④におきます、一九九五年の富山県全体の「その他刺し網」の漁獲量の数値が、資料に示された数値よりも百トン多い九百四十三トンでございますが、これ以外につきましては、資料のとおり間違いはございません。

以上でございます。

○宮腰委員 ほぼ、その一点を除けば間違いはないと思ひます。この資料に従ひまして質問をさせていただきます。

込んだ原因は出し平ダムからの排砂の影響によることは明らかであると主張しておりますが、私は、地元議員として、排砂の影響はなしとはしないものの、排砂イコール漁獲高の減少というような単純なものではないということを、公表されているデータをもとにして申し上げたいと存じます。

まず、一番最後のページ、黒部川河口の近辺の写真であります。黒部川河口の特徴として、写真のコピイのように、河口を出た水の流はほとんどが右岸側の入善町の海域に流れることが挙げられます。過去数回にわたる排砂のときも、一度だけ左岸側の黒部市の海域に流れた以外は、すべてそのほかは全部入善側に流れております。つまり、左岸よりも右岸の海域の方が排砂の影響を大きく受けているわけであり、当然、関西電力からの漁業補償額も入善側の方が大きくなっております。

そこで、一枚目の資料で市町村別の漁獲量の推移を見てみますと、一番上の段の二重丸が排砂実施年であり、市町村別の漁獲量で、排砂前と排砂後では、四角マークの入善町、赤い線ですが、ほぼ横ばいであるのに対して、排砂の影響が少ないのは三角マークの黒部市、ここでは大きく減少をしております。ほぼ半減をしたと言つてもいいかと思つております。

次に、二枚目の黒部川近隣の地区別漁獲量、これは地先ごとの漁獲高を示しているわけであり、すけれども、入善町の地先で河口に近い方から順に、三角マーク、これはちよつと黄色で見にくいかもしれませんが、飯野地区は横ばい。それから十文字マーク、そのすぐ上の青い線であり、すけれども、吉原地区は増加傾向。そして一番河口から遠い、中島議員から御指摘がありました横山地区、これはひし形マークですが、これが減少傾向となっております。特に、この横山地区では一九九八年に激減をいたしております。

これにつきましては、三枚目の資料の丸印、一番下の欄に十九トンというふうになっております

が、この上の数字、一九九七年に百四十トンの漁獲高であったものが、一九九八年は十九トンと極めて少なくなつております。恐らく、一九九七年に小型定置網の漁獲量が百十六トンあった数字が計上漏れになってるか、それとも定置網漁業をやめたかして、何らかの理由で計上されていないものと思われま。

刺し網だけ見れば、資料の四枚目、ひし形マークの横山地区はほぼ横ばいか少し減少のみという状況であります。

資料の五枚目、これは中島先生が問題とされたヒラメの漁獲量の推移を示しております。

これを見ますと、多少のこぼれはありますが、入善町の飯野、これは黄色いラインであり、それから吉原、これはブルーのラインであります。それから横山、これは紺色のライン、ひし形マークであります。そして中島先生の御指摘の佐藤さんのデータ、これは丸印でありますけれども、ほぼ同じ傾向を示しているのではないかと、うふうに思つております。

また、青のバツテンマーク、これは黒部市でありますけれども、これもよく似た傾向を示している。あるいは赤丸印の富山県全体の傾向、これも減少傾向となっております。

これは、ヒラメの漁獲が減少しておりますのは入善町や横山地区に限らず、残念ながら、富山湾全体の傾向であるということを示しているのではないかと、うふうに思つております。

以上申し上げましたように、公表資料を幅広く詳細に分析すれば、水揚げ高が大きく落ち込んでいる現象は富山県の海面漁業に共通する問題であるということがわかります。

特にヒラメに関しましては、最近の富山県の漁業白書にも、富山県のヒラメ漁獲量は一九七一年に二百四十トンのピークを迎えたが、その後減少しており、最近では百トンを割る年が多い、ただし、ヒラメ漁獲量の減少はほぼ日本海側全体で認められている現象であり、乱獲や貧血症などの疾病が原因と考えられている、というふうな記述もあり

ます。そこで、水産庁にお伺いしたいのですけれども、今申し上げた幾つかのデータから見て、ダムからの排砂と漁獲高の減少との関連について、漁業の立場からどのように認識しておいでになるのか、お聞きしたいと思つております。

○川本政府参考人 漁業によります漁獲高の増減は、水温の変化や海流の強さ、方向など非常にさまざまな状況、原因が絡み合つて生じるものといふふうにご覧いただけます。ダムの排砂と漁獲高の増減との直接的な関連につきましては、判断することは非常に困難であるといふふうにご覧いただけます。

以上でございます。

○宮腰委員 排砂との直接的な関連は判断するのは極めて困難だということだそうであり、海域の汚染がなせ起きているのかということにつきましては、昨年の十月の二十二日、富山県水産試験場は、県漁連からの依頼で入善町の沖合で海底調査を実施いたしました。ことし三月十八日の地元新聞の報道によりますと、入善町吉原沖、ここは横山沖よりも黒部川の河口に近い地先であり、すけれども、海底の泥の採取や潜水調査を行いました。それによれば、プラスチックの破片やビニール袋、たばこのフィルター、木くず、植物の葉、もみ殻なども見つかつたと報道されております。このもみ殻は、農業用水から流れ込んで海底に堆積したものと見られておりますが、入善町では下水道がまだ整備中であり、生活雑排水のヘドロも同じように川を伝つて海底に堆積しているのではないかと考えられます。

先日、ヘドロのまじつた海水の瓶詰のにおいこの場かがせていただきましたけれども、実は私は、平成三年の十二月の第一回排砂の直後、県の船に飛び乗つて、黒部川河口の海上をずっと見て回りました。そのときに河口付近の海上でかいだにおいと少し違うような気がいたしました。大変きつにおいででありましたけれども、多少ちよつと違うというふうな気がいたしました。漁業者の話によりますと、ヘドロやごみは海底の同じ場所に堆積しやすいとも聞いておりまして、入善町の海域全体がヘドロで汚染されているとは考えにくいのであります。

そこで、黒部川右岸入善沖合の海域汚染は、ダムの排砂が原因か、あるいは生活雑排水なども影響していると考えられるのか、お伺いしたいと思います。

○川本政府参考人 水産庁といたしましては、富山県入善沖合におきます海域汚染の原因を特定することにつきましては、いまだ解明されていない点が多いといふふうにご覧いただいております。生活雑排水等の影響を含めました当該海域の漁場環境問題に關しまして調査検討を今後行うことが重要であるといふふうにご覧いただいております。

水産庁といたしましては、引き続き、漁業への総合的な影響の把握という観点から、建設省の黒部川ダム排砂評価委員会の検討結果を見つてまいりたいといふふうにご覧いただいております。

以上でございます。

○宮腰委員 今ほど水産庁としても調査検討したいとお話がありました。先日、地元漁民の皆さん方が、独自で海底の汚泥調査を実施しておいでになりました。今年度中には、県漁連、関西電力、建設省の三者で、富山県東部沿岸の漁場全体の海底調査をするといふふうにご覧いただいております。

富山湾の漁場環境を守っていくことは極めて重要でありまして、県東部の漁場が排砂によつてどういふような状態になっているのか、ぜひしっかりとした調査をされるように要望したいと思つております。予定されている調査の内容について伺いたいと思つております。

○川本政府参考人 先生御指摘の海底調査の実施につきましては、富山県及び富山県漁連に確認いたしましたところ、建設省が調査の実施について検討しております。具体的な調査項目につきましては今後県漁連とも協議して詰めていくということでございます。

水産庁といたしましては、今後、富山県及び高山県漁連とも連絡をとりつつ、適切な情報収集に努めてまいり所存でございます。

○宮腰委員 次に、連携排砂についてお伺いをいたしたいと思います。

黒部川は全国有数の急流荒廃河川でありまして、黒部川が運ぶ大量の土砂が、世界で最も典型的と言われる扇状地を形成してまいりました。同時に、流域住民にとりましては、川との戦いと共生の歴史を刻んできたわけでありまして。

ダムからの排砂によりまして、黒部川が非常に汚れているかのような印象を持たれているかもしれませんが、あるいは黒部川の周辺海域が非常に汚れているという印象をお持ちかもしれませんが、黒部川は、一番最近の平成十年の調査を含めまして、過去四回も清流度全国一位になっている。黒部川扇状地湧水群は、環境庁の名水百選にも選ばれているわけでありまして。黒部川は日本を代表する清流の一つであるというふうにご考えておられますが、どのように認識しておいでになるのか、政務次官からひとつお願いします。

○加藤政務次官 私の方でこれをお答えするようになるといふことでありまして、委員のおっしゃられるとおり、私たちは、黒部川に関していろいろとんがぐあい認識しているかといふことなど、いろいろが、河川局の方も同じようなことをおっしゃられると思います。

私、黒部川という、日本有数の豪雪地帯で、しかも水量の非常に豊かな清流の川だ、こう認識しておりました。もつとあれなのは、最近テレビで見ると、大変大きな雪のトンネルというのか谷間をバスが通れるんだというその認識で、これだけの豪雪の中だから水量が豊かなんだと思っておりました。

先ほど委員もおっしゃったとおり、日本でも一番きれいな河川の一つだと認識しております。それと同時に、そういう水量を豊富に使った幾つかのダムの中で、日本一高い百八十メートルのダム

があるということも認識しております。

○宮腰委員 地元のPRをさせていたいただけでありませぬ、北海道の自然の川よりも清流度が高い、申しわけありませんが、全国第一位四回ということでありませぬ。

そこで、昭和四十四年八月、黒部川観測史上最大の大洪水に見舞われまして、特に右岸の入善町で数カ所の堤防が決壊して濁流が一・五キロメートルもの幅で流れまして、国道八号を乗り越えてそのまま海に達しました。

はんらん面積一千五十ヘクタール、家屋流失や全壊が七戸、半壊や床上浸水が百三十六戸、床下浸水や農業用施設の損壊、橋の流失など、甚大な被害をもたらしました。大洪水の割に家屋の被害が少なかったのは、当時この地域が散居村であったからでありませぬ、現在は、工場や住宅も多く立地をいたしております。

そのほかに、黒部川の大被害は、新聞に報道されているだけでも、明治二回、大正一回、昭和十六回、平成七年の集中豪雨災害を含めて百三十年間で、大きなもので二十回を数えております。

宇奈月ダムは、そのような大被害から流域を守るために住民の熱望にこたえて建設されたものでありまして、黒部川の中流という建設地点からいまして、流域における最後のダムであると言つてもいいと思つて、ダムそのものは既に建設が完了いたしました。ダムの湖底で昨年、最初で最後の湖底コンサートというものを開きました。現在、試験灌水を開始をされております。

この宇奈月ダムと上流の出し平ダムの排砂ゲートを開き切つて仮に排砂を行わないものとした場合に、いずれ数十年後にこの二つのダムは、土砂が堆積して完全に埋まりまして、洪水調節機能も土砂管理機能も果たせなくなるわけでありませぬ。その結果、流域住民は再び大被害や土石流の危険に身をさらすことになってしまいます。

漁業への影響を最小限にとどめるよう、排砂の時期や方法を十分に考慮しつつ、流域の将来にわたつての安全確保のために、出し平ダムと宇奈月ダムの連携排砂は計画どおり実施されるべきと考えますが、建設大臣のお考えを伺つて質問を終わりたいと思つております。

○中山國務大臣 黒部川は私も思い出がかりまして、私は、大阪府議会に昭和三十八年、四十二年とありまして、そのころ、御承知のように関西電力というのはい昔大阪府電氣局でございました。ですから、電力復元をやれということ、もう一回大阪府に取り返せなというふうな運動があったことがございます。

しかし今、独占的な九電力の中の関西電力、一番最初に原子力発電なんかやりました、恐縮でございますが、近畿が一番電気料金が安いのはそのためだといふことのごようございまして、私も財政総務委員をそのころやっております、黒部の太陽なんて石原裕次郎の映画にまでなりましたが、大阪府が一四％ぐらいの関西電力の株を持つていらっしゃるんじゃないかと思つて、その関西電力からせよ、そんなことで、私そのときは行きませんでしたが、つい三年ぐら前に初めて黒部を見つてまいりました。

大変立派にでき上がつておる姿を見て、私は、今先生からいろいろお話がありました、急峻な川、そして下流に、例えば黒部川では昭和二十七年、昭和四十四年、それから平成七年等、今お話のありましたようなその以前にも大変たび重なる洪水被害を受けております。このため、建設省では、黒部川の洪水被害軽減等を目的として宇奈月ダムの建設を進めまして、現在、試験灌水を行っているところでございますが、一方で、黒部川流域は日本でも有数の土砂生産地帯であること、また、ダムの治水及び利水機能の確保、それから総合的な土砂管理のために、ダム貯水池に堆積する土砂を積極的に下流に流下させることが必要でありまして、宇奈月ダムの上流約七キロメートルにありまして、関西電力の出し平ダムと連携して、ダムから排砂を行う計画を持っております。

この連携排砂、これは日本では初めての技術でございまして、これは、ダムはずぐにも土砂がたまるから、それこそダムはむだではないかという話がありますが、環境調査や関係機関との十分な調整を行つて、このすばらしいダムが、構造を見ますと、下から、水かさを抑えて砂を排出していくという、これは永久に有効に活動できるようなダムがつくり上げられているこの現場は、もう本当にすばらしいことだと思つております。

日本のこういう治水技術者のその技術の成果を私は高く評価をいたしておりますが、環境調査やそれからまた関係機関との十分な調整を行つて、各分野の専門家の御意見を拝聴しながらその操作に当たつては万全を期してまいりたい、かように考えております。

○宮腰委員 終わります。ありがとうございます。

○大口委員 藤田幸久君。

○藤田(幸)委員 民主党の藤田幸久でございます。建設委員会で初めて質問をさせていただきます。よろしく願ひいたします。

本日この土砂災害防止法でございますが、昨年の六月の梅雨前線豪雨による中国地方を中心とした土石流の災害、がけ崩れ等によりまして、昨今、今回のこの法案についての検討が始まつたというふうにご聞いております。今回のこの法案の一番の基本的な考え方というのは、事前措置の重要性、つまり被害が発生する前の対策というふうにご聞いておりますけれども、今回のこの法案が形成をされる検討の経緯とその意義について、まず大臣の方から御答弁をいただきたいと思つております。

○中山國務大臣 この法案提出までの経緯といたしましては、昨年の六月末の広島県下の土砂災害、二十四名の死傷といたつた犠牲性が出ました。がけ崩れやそれから土石流によるという人命が失われたこの災害を踏まえまして、今御病氣になられた小淵前内閣総理大臣から私建設大臣に対して、土砂災害の危険性がある地域における

たつての安全確保のために、出し平ダムと宇奈月ダムの連携排砂は計画どおり実施されるべきと考えますが、建設大臣のお考えを伺つて質問を終わりたいと思つております。

この連携排砂、これは日本では初めての技術でございまして、これは、ダムはずぐにも土砂がたまるから、それこそダムはむだではないかという話がありますが、環境調査や関係機関との十分な調整を行つて、このすばらしいダムが、構造を見ますと、下から、水かさを抑えて砂を排出していくという、これは永久に有効に活動できるようなダムがつくり上げられているこの現場は、もう本当にすばらしいことだと思つております。

日本のこういう治水技術者のその技術の成果を私は高く評価をいたしておりますが、環境調査やそれからまた関係機関との十分な調整を行つて、各分野の専門家の御意見を拝聴しながらその操作に当たつては万全を期してまいりたい、かように考えております。

○宮腰委員 終わります。ありがとうございます。

○大口委員 藤田幸久君。

○藤田(幸)委員 民主党の藤田幸久でございます。建設委員会で初めて質問をさせていただきます。よろしく願ひいたします。

住宅立地のあり方等について、これは何とかしな
きやいなんじやないかというお話がございま
したものですから、建設省といたしましては、七
月に省内で総合的な土砂災害対策に関するプロジ
ェクトチームというのをつくりまして、検討を行
いました。そして十一月に、私は、河川審議会に
土砂災害防止のための法制度のあり方についてと
いう諮問をいたしました。本年二月に同審議会の
答申をちょうだいいたしました。ここに今回法案
の提出、こうなりました。

それが経緯でございます。

○藤田(幸)委員 今私は外務委員会の方から移っ
てまいりましたが、いわば災害に対する予防外交
といいますが、あるいは、医療的にいいますと予
防医学というのが今回のこの法案の重要な点であ
るかと思ひます。したがって、この予防医学
あるいは予防外交という点からいいたしますと、
これは天災に関する予防ということもございま
すが、人災に関するこの予防ということも非常
に重要ではないか、そういった総合的ないろいろ
な想定を予想した予防というものが重要ではない
か、その精神がこの法案に生かされておるので
ないかというふうな理解をいたしますが、その
点、大臣いかがでしょうか。

○中山國務大臣 もう大変適切な表現をいた
しておると思ひます。まさに予防の時代でございま
すから、土砂災害防止工事を推進するとともに、
危険な箇所における警戒避難体制の整備や、それ
からまた開発の規制、建築の規制、それから住宅
の移転促進、そこにありますものを移すというこ
とでございしますが、そういう土砂災害が発生する
おそれのある箇所を増加させないこと、それか
ら、災害が発生しても死者を出さない等の被害を
最小限に抑えることを目的とするものでございま
して、災害の未然防止の観点に立つということ
でございます。

今後とも、災害対策とかそれから環境対策を初
め建設行政全般にわたりますして、国民の生命、身
体への被害の未然防止の観点に立つた施策を展開

してまいる所存でございます。
今回、有珠山でもああいふ噴火が起りました
が、噴火が起る前に避難をしたという世界で初
めての例になりました。そういうことで、私も
日本としては、大體、脆弱な土質に急峻な山それ
から川を持つております国家でございますから、
そういうところに、狭い地域に、太平洋ベルト地
帯には特に人口が集中してありますが、そういう
意味で、そこへ住もうとする方々に危険を事前に
お知らせするということは大変重要な国家の役割
であろうと私は思つております。

○藤田(幸)委員 その関係で、東京の首都高速道
路の王子線の大気汚染について、今おっしゃつて
いただいた未然防止という観点から非常に関連が
ございしますので質問をしてみたいと思ひます
が、その前に、これは大臣の地元でもございま
す大阪に隣接している尼崎の大気公害訴訟というも
のに判決が言い渡されました。これは、大気汚染
というものに関しまして、いわば国の責任とある
いは義務というものはつきりうたつた判決とい
うふうな理解をしておりますけれども、つまりこ
の判決では、大気汚染を国は形成しない義務を負
うということが判決の内容であつたと思ひます。

この判決によりますと、国が、今までは、例え
ば事前の段階あるいは起つた後のことについて
も義務関係がはつきりしていなかつた、しかしな
がら、事前あるいは進行中のもも含めて、途中
の段階も含めて、やはり大気汚染に対して国ある
いは道路公団が義務を負うという判決の内容だつ
たと思ひますが、その内容について御確認とそれ
からコメントをいただければ幸いです。

○中山國務大臣 小選挙区になるまでの私の選挙
区と隣接をいたしております尼崎、それから西淀
川というのが私の選挙区でございましたが、この
辺は、阪神工業地帯が密集地帯、まことに狭いこ
ろに道路が何本も通つておりますので、その意
味では、いろいろな排気ガスの問題、特に大都市
は、大阪、東京は大体平均時速十八キロぐらいし
か走っておりませんので、その意味で、CO₂とか

NO_xというような問題がござい
ます。しかしこれは、裁判は三審制でございま
すので、この因果関係というものがそれに直接結びつ
くのかどうかというのは、まだなかなか医学的に
もはつきりしておりませんので、今ああいふ判決
が出ましたが、とにかくその判決とは別に、私ど
もは、石原知事も、今、東京のディーゼル車に対
する問題を提起されておりますが、とにかくこの
大都市に早く道路をつくつて、通り抜ける、通過
する、その目的とする、都市自体じやなしにほか
へ通過する自動車がたくさん走るところが今のそ
の裁判で問題になつたところでございますので、
適当なスピードをもつて通り抜けてくれるような
そういう道路行政全般に、道路というのは皆つな
がつてこそ価値があるものでございしますので、そ
ういう意味での渋滞が起らないような道路政策
を私も建設省としては推進して行く、そしてま
た裁判の結果を見守らせていただく。因果関係に
ついては、医学的な経験その他そういう因果関係
についてもはつきりしたものを打ち出していただ
くような方向に期待をいたしております。

○藤田(幸)委員 尼崎の道路と非常に似たような
形で首都高速道路中央環状線王子線というものが
今建設中でございます。私の事務所がすぐ近く
でございますが、今地元の住民の方々が、これは
尼崎と同じようなことが起きるんじゃないかとい
うふうには実は心配しておるわけです。

それで、資料を何枚かお渡ししてありますけれ
ども、この「首都高速中央環状線王子線問題の概略」
という紙にもございまして、中央環状線は
新宿線と王子線とございまして、実は新宿線の方
は地下のトンネルにつくられるという計画になつ
ております。ところが、この王子線の方は高架式
にならうというふうになっております。

これはどう考えても、トンネル式の方が大気汚
染ということから考えますと非常にベターではな
いかと思ひますが、この王子線がなぜトンネル
式ではなくて高架式になつたのか、その理由をま
ずお聞かせいただきたいと思います。

○北川参考人 お答えいたします。
現在、首都高速道路は二百六十三・四キロメー
トルを営業しております。利用台数は一日約百
十六万台、二百万人の方に利用されております。
また、東京二十三区に限つてみれば、野菜や
魚の四割、雑貨や日用品の六割は首都高速道路を
經由して運ばれておりまして、首都圏の社会経済
生活を支える大動脈となっております。

このうち、首都高速道路東京線の都心環状線
を利用する交通は約四十六万台でございます。れ
ども、このうちの約六割が都心に目的地を持たない
通過交通量であります。この渋滞を解消するため
には、首都圏三環状の一つであります四十六キロ
メートルの中央環状線の整備が急がれてるわけ
でございます。(藤田(幸)委員 質問に答えてくだ
さいと呼ぶは。この中央環状線のかための区
間として、今先生から御質問のありました王子線
がございまして、私どもとしても、一日も早い完
成を目指しているところであります。

このように、大変重要な路線でありますので、
王子線の構造につきましては、既設高速道路との
接続位置、道路占用されて建設されている都営地
下鉄三田線、それから沿道の土地利用状況、また
地形条件など、種々の要素を総合的に検討いたし
まして、現在の高架を主体とする構造となつたも
のでございます。

○藤田(幸)委員 最後の三十秒で答えになつてお
りましたので、質問に答えて、今後答弁いただ
きたいと思ひます。
この構造上、大気汚染それから地震災害も含め
まして、やはりトンネルよりも高架式の方が非常
にいろいろな意味で問題が多いということは、い
ろいろな形ではつきりしていると思ひます。し
かしながら、そういう形に進んでおりますので、
そういった不利な条件をどうやって克服してい
かというところが、大臣、これから非常に重要にな
つてくると思ひます。
まず、構造図も資料の中にございまして、それ
も、六%の上り勾配が五百メートル以上続く。こ

これは高速道路の場合に、六％というのは大変な急坂でございます。それが五百メートル以上続く。これは今まで、三大都市圏の過去の高速道路で六％勾配が五百メートル以上も続くというふうなことはあつたでしょうか。

○大石政府参考人 お答え申し上げます。

三大都市圏におきます都市高速道路において、縦断勾配六％が五百メートル以上続く区間はございませんが、首都高速におきましては、六％以上の勾配の箇所が六カ所ございまして、最大で四百メートルの箇所がございまして、阪神高速におきましても、六％の勾配を持つ、延長三百メートルの縦断が続く箇所がございまして、

○藤田(幸)委員 資料の中で、図一というのがございまして、これはばい煙量の勾配に対する補正率をあらわしております。つまり、六％勾配の場合には、例えば走行速度が四十キロから六十キロメートルの場合に、三・六倍以上になるんです。そして、このばい煙量というのは、これは一目瞭然のとおり、非常に加速的に増加している。

これだけ実ばい煙量が出てくるということ、通常の三倍ないし四倍の排気ガスが予想されるわけですけれども、これは周辺住民への健康被害とすることを、尼崎も想定していただきたいと思えますけれども、やはりここまで来た以上、地上部分を例えばシェルターで覆うといった抜本的な対策が必要ではないか。そうでないと、これは大臣、王子公害訴訟、大気汚染訴訟ということになってしまふ。この図を見ていただいても明らかかなような、そういう状況でございます。

例えば、シェルターで覆うとか、そういう具体的な、抜本的な、これはきょうは予防外交とか予防医学の話をしているわけですから、そういう観点からしっかりと対策が必要ではないかと思ひますが、どういふ対策を考へておられるでしょうか。これは大臣から。

○大口委員長 北川理事。簡潔にお願いします。○北川参考人 王子線の環境影響評価は、東京都環境影響評価条例及び建設省所管事業に関する当

面の措置方針において、東京都において実施されております。その中では、各項目とも評価の指標以下となるため、大気環境に与える影響は少ないとされておられ、シェルターの設置は考へておりません。

しかしながら、この縦断勾配六％の高架部を含む区間については、騒音対策として、高さ七メートルの高遮音壁を設置することとしていますが、その効果として、騒音低減効果のほか、七メートルの高い位置から排出ガスを拡散させることによりまして、沿道環境への影響を緩和する効果も期待しております。

○藤田(幸)委員 先ほど東京都の数字等々をおっしゃいましたけれども、住民集会等でいろいろな形で数字についてのやりとりもしてまいりましたけれども、道路公団側の方で、そういった数字に対して、具体的にこういう数字になるので、しただけ対応ができる、緩和ができるといった具体的な答えは出てきていないんですね。今も、この七メートルの壁をつくったにしても、これはトンネルのようになるわけですから、つまりシェルターじゃありませんので、大臣、上から煙突のように出てくるわけです。それは多少水平に出てくるよりも上に出てくるという話だろうと思ひますけれども、それによつて、実際に大気汚染を数値的に、何％程度までその数値を下げる事ができる、具体的な数字を示していただきたい。これは予想ですか。

ただ、きょうの話は、起こり得ることについて未然にと先ほど大臣がおっしゃいましたが、未然防止です。しかも、今回の法案は、そもそも人災ではなくて天災で起きたということに対してなつていますけれども、物を建てているという以上は、天災と違ひまして、予想がかなりつくわけですね。ということは、予想可能な限りの数値に対して未然防止をするというのがきょうの法案の趣旨でもありますし、まだ建設中でございますので、建設中であるということは、予想で最大限

の起こり得る汚染に対して最大限の未然防止策を講じるといふのが趣旨だろうと思ひます。そういう観点からしますと、今の、ただ七メートルの壁をつくる、だけれども、上に煙突のように大気汚染が出てくるんです。これでは十分な未然防止にならないんじゃないですか。具体的な、こういう形で幾らという実際の対策を示してください。

○北川参考人 高遮音壁を設置することによりまして、自動車から排出される汚染物質は、まず上方に拡散されまして、遮音壁の高さに達した後に横方向に拡散いたします。この高さが高いと、より広い範囲に拡散することになりまして、結果として到達地点での濃度が低くなる効果を先ほど申し述べさせていただきました。

当初の計画の三・五メートルの遮音壁を設置した場合と、現計画の七メートルの高遮音壁を設置した場合とを比較いたしますと、上層のトンネル出口付近断面の試算地点でのSPM寄与濃度、位置平均でございまして、約〇・〇一ミリグラム・パー立米という低減効果が見込まれております。NO₂につきましては、わずかの効果はありますけれども、数値にあらわされるほどの濃度の変化はございません。これはあくまでも現時点の試算結果でございます。

○藤田(幸)委員 そもそも前提として、道路公団の方では、このいろいろな数値に關しても、四％勾配までの数値しか出していません。大臣、よく聞いていただきたいのですが、実際の道路は六％勾配で五百メートルです。しかしながら、今公団の方がおっしゃつていましたけれども、四％勾配までのいわば予測値しか出してないで、その上で、今のお話で、あつかも上の、煙突から出てきた煙が四方に拡散するので何とかなるだろうというふうな話ですけれども、これでは未然防止にならないのだからと思ひます。あくまでも期待値にしかすぎないのではないかと。

これは、なぜ六％勾配に対する数値と予想される数値といふものを出さないのですか。

○北川参考人 ただいま先生の御質問につきまして、この御質問の内容は、先般先生から資料要求があり、三月十七日に東京都と首都高速道路公団から提出いたしました浮遊粒子状物質、SPMの試算結果についてのものと思ひますけれども、先ほど表をお示ししましたけれども、御指摘のばい煙排気量に対する補正値、あるいは燃料消費量の補正値と浮遊粒子状物質、SPMの補正値とは同じものだという確証は私ども得ておりません。したがって、浮遊粒子状物質、SPMについては、最新の知見をもとに一定の前提を置いて縦断勾配の補正を行い試算を実施した、そういう資料でお答えしております。

なお、浮遊粒子状物質、SPMにつきましては、平成六年度から単体規制が実施され、さらにまた平成十一年度にも規制が強化されると聞いております。順次これらの規制の効果があらわれてくることを期待しております。

○藤田(幸)委員 その浮遊粒子状物質の勾配の適用範囲が四％までしかない、これはなぜですか。○北川参考人 先ほど申しましたように、最新の知見におきまして四％の数値を示されております。それで、それ以上の勾配に対する補正値もございませんので、とりあえずこれは試算値でございますので、四％を使って試算をした、そういうことでございます。

○藤田(幸)委員 大臣、お聞きのように六％の勾配、これは大変な、そして先ほど来この図表でお示ししていますように、例えばバスとかトラックの場合でも、勾配が六％も上がりますと排気ガスが五・八倍とか四・六倍に上がるのです。それに對して四％ですと、せいぜい三倍とか四倍未満なんです。

ということは、この表をごらんいただきたいと思ひますけれども、図一というのと図二というのが出ていますけれども、勾配が四％の場合と六％の場合では、例えばばい煙排気量の割合が倍以上、倍近くと相当変わるのです。それから、下の方を見ていただいても、例えばバス、トラックに

の起こり得る汚染に対して最大限の未然防止策を講じるといふのが趣旨だろうと思ひます。そういう観点からしますと、今の、ただ七メートルの壁をつくる、だけれども、上に煙突のように大気汚染が出てくるんです。これでは十分な未然防止にならないんじゃないですか。具体的な、こういう形で幾らという実際の対策を示してください。

聞かして、四％と六％ではこれだけ差があるのです。ところが、まだ四％しか数字が出ていないので、これに対応するというのは、これは実際にこの差が出て、先ほどのいわば塔を建てるというのも、七メートルというのも、これはあくまでも四％までの話でございまして、四％から六％に勾配が上がることによって排気量が加速度的にふえてくるわけですね。

これに対して、今までのそういう四％しかないからというので済みますのでは、これは未然予防にならないのじゃないですか。大臣、今のお話をお聞きになって、どうですか。

○中山國務大臣 まだ実際に走っておりませんので、これはどういう数字が出てくるかというのは予測ができません。しかし、早く通過道路をつくりませんと、そういうものが町の中に、自動車が入り込んでいきますと、また交通事故も起こりますし、特にまたそういう排気ガスの問題は地上を走る場合でもあるわけです。やはり、やはり過密の東京都、三・六％の国土の中に二六％の人口が住んでいるという東京都の場合、一刻も早く通過していく自動車を送り出すような、そういう道路行政というものが必要である。

そして、今着々とその準備が進んでおられるわけです。知事からも促進をしてくれという御依頼を私は昨年の十一月一日に受けておりまして、その意味での首都の責任といえますか、首都行政の中での道路、大体全国から大都市東京に集中してくるわけです。その通りです。その地域の方には大変御迷惑をおかけするとは思いますが、これはいたし方ございません。

空港の周りに住む人々には空港のいわゆる騒音公害からいろいろなものがございますし、廃棄物を処理します施設の周りにはやはり御迷惑をおかけしますし、そこにあるということで大変御迷惑をする方は万全を期して、そういう被害が未然に防止できるような対策を道路建設とともに立てていくということが、私はやむを得ぬ、それは何もないことが一番いいことかまわりません。

が、この近代的な国家において経済力を保つためには、やはりそれなりの産業基盤であります道路を築いていかなければならないのは我々の責務でございます。

いわゆる受忍義務ということで恐縮でございますが、その受忍義務に対して万全の対策を立てるということで、完成時に皆さん方に御迷惑をおかけしないような方式というものを研究してやっております。私からもまた依頼をいたしたいと思っております。

○藤田(幸)委員 今、大臣はいたし方ないということをおっしゃいましたけれども、尼崎の大気汚染では死亡した患者さんを含む五十名の方々が気管支ぜんそく等になっておられるわけですね。この尼崎と比較をしてみても、この王子高速線の場合には、飛鳥山がございまして、飛鳥山の下をトンネルをくぐって、それで上がってくるのです。そして、その高速道路が高架になる部分、この坂の部分というのは明治通りなんです。明治通りというのは東京の大きな幹線道路の一つでございます。既に二％の勾配になっておりまして、既に相当の大気汚染といえますが排気ガスがあるのです。それプラス六％の勾配で五百メートル上ってくるわけですね。ですから、これは相当の排気ガスが出てくるのです。

いたし方ないとおっしゃいましたけれども、これはまだ建設中のごとでございます。今まさに未然防止ということをおっしゃっておられて、しかも未然防止ということは、この土石流等の、天災じゃなくて、構造物をつくるわけですね。しかも、もちろん尼崎の場合にもまだ最高裁まで行ってないかも知れませんが、少なくとも一月の裁判においては、これは道路側の義務ということをおっしゃっているわけですね。仮に確定をしていなくても、そういった方針が出されている、そういった流れからいいますと、今対応をしておけば、例えばぜんそくの患者の方々も今の段階でとめることができる。しかしながら、今対策をとらないで、しかも六％と四％というような、まだ検査をして

いないという段階でもって確定をした方式を決定したことによって、これぞぜんそく患者の方々が出られるということになります。これは未然防止をしなかつた。これは環境基準もだんだん変わってきています。だけれども、環境基準が例えばSPMについても変わってきているわけですね。けれども、そういった環境基準が変わってくることによって対応していくというのがまさに未然防止のじゃないですか。

予防医学、予防外交というのは、何が始まる前にやることも一つですが、進行している途中で、現在進行形の段階で対応をとるというのがこれは未然防止、予防医学、予防外交で、方針を変えていくということも、まさに未然防止の非常に重要な面じゃないでしょうか。

であるならば、これは先ほど来図表も示しておりますけれども、四％と六％の差というのは非常に致命的なことになり得るんですね、出てくる大気汚染からいいますと。これに対して、まだはつきりしていないので何もしない、あるいは十分でない措置でもってとめていくというのは、未然防止と先ほどおっしゃいましたけれども、それをせざる、今の大臣のお言葉の、いたし方ないでは済まないんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○中山國務大臣 いたし方ないということは、現実にその道路が建設が進んでおりますものがございますから、特にこの東京都という首都の責任において、私は、これもヘリコプターですとその道路の上を見させていたでまいりました。大都市パリとかロンドンに比べて、東京の場合には全くきれいに環状道路ができておりました。そのために都内各所にそういう問題が起こっております。先生と私、全然逆の方向を言っているんじゃないかと、未然に予測されるものを、できるだけ想像力を駆使してどういうことが起こるのか想定をして、そして公団に万全の対策を立ててもらうための技術的な、また環境評価に対する想定をして対応していただいで、そしてこの東京の過密の場所で大変な技術を駆使して、

道路工学的なもの、私は上からヘリコプターで見せていただいで、日本のそういう方々の努力の成果というものが、これが民衆の皆さんから受け入れられるような評価を受けるようなことで決着をつけなければいけない。

先生のおっしゃる意味で、未然防止ということ、私は公団の方にもそういう意味の依頼をしているところでございますので、一日も早く皆さんに現実の対応をしていただくような事態が、道路の完成によって皆さんで共通の評価が持てますように、いろいろな想定で、いろいろないわゆる意見の相違というものがかえって道路の進行を阻むようなことにならないように、早く道路の完成を見、そしてまた皆さん方に御迷惑をおかけすることのないような、日本経済全体にとりまして効果をもたらすような道路が完成すること、そういうふうには考えております。

○藤田(幸)委員 ちよつともう少し掘り下げますが、先ほどの道路公団の話ですと、あたかも最新の情報で四％しかないとかいう言い方をしていますが、実際には二酸化炭素だけではなくて窒素酸化物の環境基準値も上回るということははっきりしているんです。

SPMは、いわゆるこの高速線が認可をされた昭和六十一年の段階ではその評価基準に入らないことになっていまして、現在では、SPMというのは窒素酸化物と同時に非常に重要になっていくわけですね。それから、私の請求に対する答えのSPMの濃度予想値は、平成十五年というものを一つの基準にして回答してきています。平成十五年、これは先のことです、それから、排出係数原単位というのは平成三十年としておられます。ということ、大臣もお見さんはお医者さんでいらつしやいますけれども、予防医学の場合に、やはり起こり得る検証をしっかりと上でそれに対する選択肢を持つということだろうと思っております。どうも今までの道路公団あるいは建設省の対応というのは、おいしいもの食いやないけれども、環境基準については東京都のものを保持してき

で、どのくらいの強い思いであつたかということ
は、もちろん私自身も現状においては知るよしも
ないわけでありませう。

ただ、それであるならば、逆に、建設省の最高
責任者である建設大臣がやはり行つていただい
て、今お話がありました、なぜこの問題を国とし
て重要課題としてやるのか。そしてまた、住民投
票に参加した方々も、あるいは参加しなかつた
方々も、どういう意思表示をされた方々も含め
て、大臣室に特定をせずに住民代表の方々とお話
を持たれたという度量の広い大臣として、これは
今や日帰りで行かれるところでございますので、
ぜひとも行つていただいで、お約束された、特に
大臣の場合は、日本の一種の美風といひますか美
徳というものに大変な強い思いを持っていらつし
やいます。これまでの答弁の中でも、私も党派を
超えて尊敬をする次第であります。

日本の美徳を守る、まさに大臣の御発言の中に
よく出てまいりますけれども、ぜひとも「ニュー
スステーション」ですか、番組の中で、あるいは住
民の方々とお約束されたことを、確かに時間的、
物理的な制約があるのは承知でございます。現実
問題として、今地元の建設省の出先機関の方で、
そういう現地入りについての話し合いを住民代表
の方とされているということも聞き及んでるわけ
でございます。これはぜひとも、それらの意見の
どこにどう違いがあるのか、あるいは、どうい
ふような認識の違いがあるのか、あるいは、どこが
共有できるのかという点について、何とか話し合
いをする段取りを、大臣から指示を出していただ
きたいと思ひます。

また、大臣のその思いというものをぜひ事務方
の皆さんにも伝えていただいで、ある意味では、
ここで大臣が第十堰の問題を白紙撤回するという
ことになると、民主党にとつても攻める材料にな
つてしまつてしまつて、これは大変な痛手になる
わけでございますが、それはそれとしても、やは
り地元住民の方々の思い、それから民主主義のあ
り方、こういうことを考えていつた場合には、ぜ

ひとも率直な話し合いをしていただきたいとい
う思ひであります。先ほど、ちよつともごもごも
ごもつたような検討する方向ではなくて、もうち
よつと具体的な、明確なお約束をいただけないも
のかなということも再度お尋ねをしたいと思ひま
す。

○中山國務大臣 そういふことで、私はこれは政
治的な問題ではないと思つております。もう一に
かかつて国土の形成をどうするか、河川をどうい
うふうに静かにしてやらうか。そもそも地球がで
きたときのまま流れてきたものを、長い歴史の中
で、あの固定堰も二百五十年ほど前、享保年間だ
つたと思ひますが、そのころにつくつたものでご
ざいますから二百数十年たつてゐるわけございま
す。

そんな川をどうするかというのは、これはちや
んと国家的な国土としての資産、国土資産をどう
いうふうにも価値あるものにして、これが今生きて
いらつしやる方々の資産に悪影響を及ぼさないよ
うな、また人命に悪影響を及ぼさないような、身
体に危害を加えることのないような川に仕立てて
いくために、私は純粹に、建設省の皆さんと相談
をして、そして、登山口が違ふ、御殿場口、吉田
口、富士山に登る道は、入り口は違つても、私は
同じことを考えていらつしやるのが住民の皆さん
ではないかと思ひますので、話せばわかる、犬養
木堂ではありませんが、話せばわかると思つてお
りますので、そういう意味で、何も私は後ずさり
する気持ちも何もありません。

私は、皆さんと話し合いをするのがまた大好き
で生きてきた人間でございますから、今選挙でも
立会演説会がなくなつたのが残念でしょうがない
という男でございますので、その意味で、いつで
もディベートでも何でもやりたいものだな、そう
いう川についての知識も、そうしてお互いに磨き
上げていつて、吉野川というものにどういふふう
にこれから対応していくかというの、皆さんと
の話し合いがcaつて楽しんでいただいたのは大

○渡辺(周)委員 楽しみにしていただいたのは大

変ありがたいことでございます。時期的なあれは
いただけないわけですが、何とか任期中に
公開で話し合うということについて一言言つてい
ただければ、これはある意味では中山建設大臣に
対しての信頼感というものは地元の方々も大変強い
わけでありまして、決して、来て、そこで何か血
祭りに上げてやらうとかなんとかではなくて、や
はり冷静に本当に話し合いをしようということ
で、逆に大臣の説得によつて、またいろいろな考
え方も生まれてくるやもしれませんし、まさに今
おつしやられた、富士山の登り口が違つても、た
どり着くところが一緒であるならば、そのプロセ
スの中で、ぜひとも一言、任期中に公開の場で話
し合うという言葉をここでいただきたいなと思つ
わけですが、大臣、どうでしょうか。

○中山國務大臣 たとえ逆さまにござつてむち
でしばかれても結構だと思ひますが、必ず行きた
いといふことは、現場の係の人に早くそれで話し
合いのあれを決めてくれといふことを指示を出し
ておりますので、現場の方々がこれからどうい
う形で話し合うのかといふことをいろいろ苦勞して
くださつておりますので、その方々にお任せをし
て、そして日程を決めていただきたい。また、内々
で私なりに先生の御意思を体して役所の中では話
をしたと思つております。

○渡辺(周)委員 この問題だけをやっておるとま
た時間がなくなりませうけれども、ぜひとも一つの
民主国家としてのやはり行政のトップと住民が垣
根なく、隔たりなく話し合う機会をこれからつく
つていく上で、今回のもし大臣の御決断がされれ
ば大変画期的なことではないのかな、私はそのよ
うに考える次第でございますので、ぜひともその
辺は、御多忙の中と存じます、政局のいろいろな
問題もありませんし、有珠山の問題も当然ありま
す、百も承知でございますが、この問題について
ぜひとも高いプライオリティーに置いていただき
たいなどお願いをする次第でございます。

それで、今回の本題でございますが、この法律
案の幾つかにつきまして御質問をさせていただきます

たいと思ひます。

今回のこの法案の提出にある背景についてであ
りませうけれども、日本の国土総面積の四分の三が
山地、丘陵に占められております。地形が急峻で、
脆弱な地質の土地が多いという我が国でございま
して、これは国の方の資料でございますけれども、
十年間の平均でも、年平均大体千件を超える
土砂災害が発生をしております。風水害あるいは土砂
崩れの時期、毎年毎年でありますけれども、また
かまたかと新聞、テレビ等で報道されて、こ
れだけ本当にさまざまな砂防対策が行われていな
がら、毎年毎年、甚大な被害と、とうとう人命が
失われているといふような背景は承知をしてい
るところでございます。

もちろん、この砂防法、地すべり等防止法、急
傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、い
わゆるこの土砂三法によつて対応をしてきてい
るわけでありませうが、しかし、今の日本の現状をち
よつと見ますと、私も、これは今回の質問に当た
つて読んで、驚いたんですけれども、現在我が国
に存在する土砂災害の危険箇所が、土石流危険溪
流数およそ七万九千、地すべり危険箇所およそ
一万一千、がけ崩れ危険箇所数およそ八万七
千、合計約十七万七千カ所に達すると、十七万七
千カ所もあるとはちよつと想像だになつたわ
けでありますけれども、言葉をかえて言えば、ま
さに土砂災害列島であるといふような状況に置
かれてゐるわけでありませう。

大臣も、もうこんなことは知つてゐるよとい
ふふうにお思ひでございますが、この基本的な認識とし
て、今回の法案の提出の背景となつた点について
の御認識として、従来の土砂三法による土砂災害
防止対策の中心は、危険な場所をコンクリートで
固めて危険箇所を安全な場所へ変えるといふよう
な、ある意味ではハード面の事業であつた。今回
の法案では、このハード面についての対策ではな
くて、ソフト面への対策といふふうに変換がされ
ていくわけでありませうが、転換といふのか、さら
なる法整備といひませうか、この点についてど

のような今回の本法案の基本的な必要性について御認識をお持ちなのか、まずは大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

○中山國務大臣 先般も、広島で土砂災害が起つたわけでございませうが、現行のいわゆる砂防三法というのは、災害原因地における土砂災害防止工事等のハード対策を中心にして、その土砂災害の防止に大きく貢献をしております。

今先生のおっしゃったような大変な数の危ない場所があるわけでございませうから、それを周知徹底させることで、それに対応するために、開発の進展に伴い危険な場所に新たな住宅等が立地することによりまして、危険箇所が増加傾向にありま

す。なかなか住宅地、自分の土地を欲しいというと、自分が傾斜地なんかには土地を買つても、割に最初がいいところに家がでるといふそのうれしさだけですが、家といふのは、大体一年たつと建てた後不満が出てくるものだとおぼえております。その意味で、そういうハード対策だけで対応することは困難でございませうので、危険箇所の増加を抑制するというソフト面での対応、それからまた、従来の砂防三法に基づくハード対策と本法案に基づくソフト対策を連携させて、それから土砂災害の防止をより効果的に実現しようとするものであつて、転ばぬ先のつえといひますか、そんなものを砂防行政の中に入れてこよう、そういうことで土砂災害の防止に一層努力していききたいと思ひます。

砂防法というのは明治三十年にできたものでございまして、地すべり等の防止法というのは昭和三十三年制定でございまして、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律というのも昭和四十四年でございませうから、ちょうど三十年たつております。この三十年の間に経済情勢も変化いたしましたし、住宅宅地に関する意識も随分変わつてまいりましたので、そういうものに対応するには今が適当な時期、新しい世紀に新しいそういう砂防意識をひとつ広げてまいりたい、こんなふうにお考へております。

○渡辺(周)委員 確かに、今幾つかの御指摘があつたように、急速な都市化、急速な開発によつて、どんどんといわゆる危険箇所が開発行為によつていろいろ予測せぬことも現実問題として起きてきて

いる。もう一つ、危険箇所がそれによつて増加する反面で、年々、限られた防災施設の予算と考へ合わせる、これからいわゆる防災施設の整備率を当面飛躍的に増大させていくことは不可能じゃないだらうかというふうなことで、これまでも、昭和五十七年度ですか、土石流の危険渓流の周知、警戒避難体制の確立、住宅移転等の総合的土石流対策、それで、その翌年の昭和五十八年度からは、土砂災害への国民の意識を深めるということ、毎年六月を土砂災害防止月間という形でさまざま啓発、運動をしておりますというふうにも理解をしております。

にもかかわらず、今回、情報提供の告知、土地利用規制、移転の促進をあえてここで法制化するということについては、どういふわけで今回法制化をすることとなつたのか、要綱等でうまくいかなかったのかどうなのか。そしてまた、さまざま移転事業なんかも推進をされてきて、国土庁でも防災のための集団移転促進事業というふうな制度も幾つかやつてきておられるわけでありませうが、今回、あえてまた重ねてございませうが、法制化をするということをどのようにならうかと思ひます。

○中山國務大臣 私どもが高速道路を走つていたり、特に私なんか関西なものでございませうから、大阪から宝塚、あつちの方へ行く高速道路の右側なんかの傾斜地に建てている家を見て、こんなところへ建てて大丈夫なのかなんて素人の私どもが見ても思ふような感じがございませうところが全国にもうたくさんあるわけではございませう。そういう中でも、土石流の危険渓流のところを周知徹底させるとか、それから警戒避難体制の確立等の対策を今日までも講じてきたところでございませうけれども、法的な制度にはなつていなか

たために、地方公共団体の取り組みにもそのばらつきがありまして、的確なソフト対策の実施に一定の限界があつたという感じがいたしてございませう。

このために、本法案は、土砂災害のおそれがある区域を明らかにする、これはもうだれが見ても、専門家が見たらこれは危ないぞというところを指定して、その区域指定と連動させて警戒避難体制の整備、それから住宅等の新規立地の抑制、ここはもう家はつくらないでくださいというふうな警告を発するとともに、また、移転のあるところには、ここは少し場所を変えてもらつた方がいんじやないですかというふうな、そういう移転の促進のための措置を講じることを内容とするものでございまして、そういう意味でのハードに対するソフトといひますか、そういうものを周知徹底させて、一人でも土砂災害で悲しいテレビのニュースにならないように心がけて提案したというのがこの法律だと思つております。

○渡辺(周)委員 それでは、政務次官にもお尋ねをしたいと思います。建築基準法ですとか都市計画法においても、危険区域の居住等を制限するという制度があるわけでありませう。自治体が災害危険区域を指定して、区域内における建築物の禁止を含めた制限の上乗せを条例で行えることになつておられるわけですね、それをかんがみましても、これまでもいろいろ、さまざまなかの法律との関係の中でも、ほかの法律の中でも幾つかの対策がとられてきたわけでありませうが、従来の法制度と何か不都合といひましようか、何かふやあがあるのかどうか、その点についてお答えをいただければと思ひます。

○岸田政務次官 先生の方から今、従来の法律との関係について御質問をいただきました。まず、御指摘がございました建築基準法の災害危険区域の部分ですが、これは地方公共団体の条例で区域を指定するとともに建築物の規制について定めることができる制度でありませうが、これは従来、技術基準が明確でないというふうなことが

ら、区域指定や規制が地方公共団体によつてまちまちであつたということが指摘されております。また、都市計画法に基づく開発許可制度でありませうが、こちらは災害危険区域などの開発に適合しない区域における開発行為は認めないという制度でありませうが、この制度におきましては、都市計画区域外の開発行為とか、あるいは社会福祉施設の建築を目的とする開発行為、こういったものは対象外であつたということが指摘されております。

こういつた部分を補うということから、今回、こうした法制化を行うということでございます。○渡辺(周)委員 今、政務次官から御答弁をいただきました。まさにそういうことで、さらなる安全対策といひましようか、被害を最小限にしたいということでも御努力をいただきたいわけでありませうけれども、ここで基本的な考え方にまた立ち戻るわけですが、大臣にちよつとお伺ひしたいんです。

国民と行政の役割、基本的な考え方として、これはなかなか哲学的な話になつてしまふのかもしれないが、この法案を見ていろいろ感じたのは、政府は一体どこまで行つべきなんだろうかと。

今回の法案では、いわゆる警戒区域と特別警戒区域の二つに指定をする。警戒区域はいわばお知らせをする区域として、一方で、特別警戒区域の場合は、先ほど説明のありました、開発行為の規制でありますとか建築物の構造規制、あるいは移転勧告及びそのための支援措置が行われるということでございます。その反面で、ちよつと考へてみますと、どこに住むかということ、確かに行政の責任として、ここは危険なんですよ、あるいは危険性の将来高くなるところかもしれないということを言つても、ある意味では、移転の自由みたいな自由も憲法上認められておられる。あえて言うと、一人一人、どこに住もうか自己責任の世界みたいなことを、小沢一郎さんも何か昔、そんな本でこんなことを

が、これに財産まで保護の目的に加えるということになりますと、発生そのものを根本的に抑えなければいけない。対策工事をしなければいけないか、あるいは極めて広い範囲で規制をかけるか、これはどちらかしないと財産まで完全に保護することは難しいのではないかと思います。

ですから、この法律においては、ソフト対策として生命、身体にかかわる部分、この部分をしっかりと対象としていこう、そういった役割分担を行っているということになります。

○渡辺(周)委員 ちよつと時間がなくなりましたが、重要なことをあと二点ほどつけ加えて聞きたいと思ひます。

先ほどちよつと申し上げました、従来の調査で危険箇所と言われるところが約十八万カ所ある、十七万七千ですか、これを調査するとすると、基礎的調査を行う、都道府県がやるというのですが、これは一県当たり、都道府県で平均してみますと三千八百カ所ぐらゐる。これだけの危険地帯に対して、これを都道府県が調査を行う、先ほど五年間程度で行うというふうに前の委員への答弁の中でおっしゃっていましたけれども、実際問題として、これは莫大な時間とコストがかかるであらうな、まず、この財政的な負担をどのようにしていくのかという点が一つであります。

また、現実問題としてどれぐらゐの期間、五年というふうに先ほど答弁の中であつたようですけれども、本当に五年という時間の間にできるんだらうかというふうなことを漠然と思うわけですが、その点について御答弁をいただきたいと思ひます。

○岸田政務次官 先生、御指摘いただきましたように、約十七万七千カ所、十八万近い箇所、膨大な数でございます。この数の多さはしっかりと受けとめなければいけないと思うわけですが、一方で、土砂災害に対する危険というものは、これはもう日々あるわけでありまますから、こうした膨大な数に対しても、しっかりと努力をして対応をして

いかなければいけない。そういった努力を積み重ねることによつて、五年間かけて、五年の間にはぜひこの基礎調査を終えて対応をつくっていききたい、そのように考えているところでございます。

そして、費用の点にも御質問がありました。費用につきましましては、先ほど申し上げましたように、この基礎調査というものの、この法律によつてできる上での制度の中で大変重要なポイントだと思つております。この部分がしっかりとできていないと、この制度自体がうまく機能しないと考へておりますので、この五年の間にそれぞれの地域においてそれぞれの作業が行われるわけでありま

すが、ケース・バイ・ケースで必要な支援を行つていかなければいけない。その費用につきましましては、そういった考え方でしっかりと都道府県への支援を考へていきたい、そのように思つております。

○渡辺(周)委員 しっかりとした支援ということでございますが、これは例えば、いわゆる都道府県負担分については地方交付税で交付税措置を行うのかというふうなことになるでしょうか。それとも、そこまではまだ考へていらつしやらないのか。

○岸田政務次官 本法案で規定しておりますのは、基礎調査費用の都道府県の財政負担の軽減のために費用の一部を補助するというところでございます。一部というのは、これは政令で定めることになりまます。国が三分の一を負担するというふうなことを一応予定しております。

地方交付税措置でございますが、この基礎調査費の都道府県負担分について、ほかの事業におきまます事業調査においても、地方交付税措置を行っている事例はないと考へております。ですが、都道府県の財政負担の軽減ということでは、今後の課題として検討することはしていきたいというふうな思つております。

○渡辺(周)委員 実際問題として、これを実効性あるものにしていくためには、こうした今の財政の厳しい状況の中で、どのような形で実際の五年間という歳月の中でやつていられるのかという

ことでありまして、その辺がはつきり裏づけがないと、実際、法案自体も何か給にかいたものになつてしまふんじゃないだろうかと思つてわけでありまますから、ぜひとも、その上においての財政的な部分についても今後検討を深めていっていただきたいと思つてわけでありまます。

それから、これからのいわゆる警戒区域と特別警戒区域、これの情報を、例えばどういう形で住民に知らしめたいらんだらうか。これまでもいろいろな形で、都道府県の広報でありますとかあるいは市民便りのようなもので伝えてはいるというのはいまも承知しているわけでありまます、なかなかこうしたものというのには目にとまらないわけでありまして、例えば災害何とかマップをつくつても、よほど関心があつて、日常何か、例えば有珠山じやないんですが、つい最近もそういうことがあつた、だからといって、意識の高いところ、いや、そんな予想だになつたというふうなところがあつたら当然あるわけでありまして、そういうところにも例えばどういふ周知をしたらいいか。

それとも一つ、ちよつと関連して伺ひまますと、いわゆる土地取引のことを考へた場合、重要事項説明に、土地取引の際に、特別警戒区域に指定されているということを、例えば売買のときには伝えることがあるというふうな理解しているわけでありまますけれども、先般の都市計画法の改正でも、地価に大きな影響を与える容積率の移転を、その後の土地取引の参加者にどのように周知されるのかというところがあいまいなま、何か我々は理解したような気がするんですが、当然、住民へのいわゆる周知の手法、それから土地取引における周知、告知、この点についてこれからどういふふうな方策を考へていられるのか、政府にお尋ねをしたいと思ひます。

○岸田政務次官 周知方法についての御質問ですが、まず、警戒区域等の周知方法につきましては、指定の区域等を公示するとともに、一般住民を対象に縦覧する。公示と縦覧、これはまず法律の中

で規定しているところでございます。その法律以外に、先生も今お話しの中に出ておりましたが、ハザードマップのような図面を作成し、これを配付するというようなこと。さらには、現地在警戒区域等であるということが明らかにわかるように表示板を設定する等、そうした現地に於ける工夫もしっかりと進めていかなければいけないと思つております。

こうしたハザードマップとか表示板の部分は都道府県が責任を持つことになると思ひますので、都道府県に対して、具体的にその周知徹底の方法、この辺につきましましては、しっかりと検討して徹底するように指導していかなければいけないというように思つております。

そして、土地の売買につきましまして御指摘がございました。これにつきましましては、土砂災害特別警戒区域であることにより土地利用の制限がかかる旨の説明、この説明を重要事項説明と位置づけましまして、宅地建物取引業法の政令で措置することによつて、これを説明することを義務づけるといふことを予定しております。

こうした法律における措置等もあわせましまして、地方の対応等を総合的に活用して周知徹底を図つていくというふうに考へております。

○渡辺(周)委員 この法律については、とにかく一人でも多くの人命が危険にさらされることがないように、我々も一丸となつて、ぜひともこの法律を、まさに名実とも実効力のあるものにしていかなければならないと思ひます。

いづれまた、次の国会でも質問をする機会もあるかと思ひますので、またこうした問題につきましましては、ぜひとも、ともども国民の生命財産を守るために頑張つてまいりたい。

以上で終わります。

○大口委員長 午後二時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時一分開議

○大口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。井上義久君。

○井上(義)委員 建設省の調査によりますと、平成二年から平成十一年までの十一年の年平均で、千二百三十三件の土砂災害が発生しております。最近では、平成十年八月に東北、北関東で、平成十一年六月には広島で、土石流災害、がけ崩れ災害が発生して、多大な人的被害がもたらされたことは御承知のとおりでございます。こうした状況に対して、土砂災害防止工事、これは着実に進められているわけですが、危険箇所はふえる一方。

こういう現状を踏まえて、やはりハードだけでは土砂災害対策は限界があるということで、今回この法案で、土砂災害に対して、災害防止工事というハード対策だけではなくて、危険箇所の立地抑制や警戒避難体制の強化などソフト対策も拡充して被害を最小限にしていこう、こういう立法趣旨で提出をされた、このように認識しておられるわけでございます。

まず大臣に、今後の土砂災害防止の基本的な方向並びにこの法案の位置づけということについて、特に既存の法制度、土砂三法との関連についてお伺いしておきたいと思えます。

○中山國務大臣 今も先生から御指摘がございましたように、十年間で千二百三十三件の災害があったということで、既存の砂防三法というのは、いわゆる砂防法、地すべり等防止法それから急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律。法律も、明治三十年、昭和三十三年、昭和四十四年と、回を重ねるごとに、法律の名前すら密度が上がってきているようにございます。

それから三十年たちまして、今、この災害原因地における土地の災害防止工事等のハードの対策を中心として土砂災害の防止に大きく貢献をしております。またこの法律から一歩進んで、開発の進展に伴いまして、危険な場所に新たな住宅等が立

地することによりまして危険箇所が増大する傾向にあるということでございます。その増加を抑制するソフト面での対応が必要だと思えます。

明治三十年ごろというところ、人口も六千万、七千万ぐらいのところでありましたのが、今は一億二千万、それも都市周辺に集中しているということでございます。大変条件の悪いところ、家が建つというようなところもあるわけでございます。この法律案は、ソフト面の対策を実施するための法律という形でソフト対策に徹したということでございます。いわゆるハード対策とこれは連携させて、土砂災害防止対策をより効果的に実施していくような一層の努力をしたいという決意のあらわれだ、かように考えております。

○井上(義)委員 平成十年の八月末の集中豪雨で、福島県の西郷村にある県立の社会福祉施設太陽の国の救護施設から三荘で、入所者五名が土石流によって死亡するということ痛ましい事故がございました。私も、この災害直後、朝のニュースで知りまして、濁流に車が押し流されそうになりながら現地に行つたわけでございますけれども、高齢者の方や障害者それから子供たち、いわゆる災害弱者が利用する施設の災害対策強化の必要性、緊急性ということを非常に痛感いたしました。

帰りましてすぐに、当時、野中官房長官でございましたけれども、こういう福祉施設の災害対策について、というのは、西郷村のこのからまつ荘はいわゆる急傾斜地の危険対策地域にも指定されていなかった、こういう現状があるわけでございます。早速総点検をして避難体制等を含めて取り組むようお願いをし、またその後の建設委員会、災害対策委員会でもこの問題を取り上げたところでございます。

これに関連して、きょう厚生省からも来ていただいていと思えますけれども、この太陽の国の現況がどのようになっていのか、またその後、この災害を受けてどのような対応策をとってきたのか、このことについてまず確認しておきたいと思えます。

○森山政府参考人 厚生省社会・援護局の施設人材課長でございます。

初めに、平成十年八月、生活扶助の施設など総合的な施設でございます。社会福祉施設群でございます。また太陽の国で、土砂災害によって亡くなられました五名の方々の御冥福を、改めてお祈り申し上げる次第でございます。

まず、この施設面でございますが、被災後とられました対策と現況につきまして御説明申し上げます。まず、裏山につきましては砂防工事を実施されました。その間において、二百四十六人分の仮設施設を整備して入所していただきました。工事後、合計六百四十四人の入所者に一時的に避難していただきましたけれども、最終的には、施設の復旧工事が進んで、現在回復しているところでございます。また、平成十一年三月には、復旧工事が終了したところでございます。

次に、運営面でございますが、運営体制の強化でございます。太陽の国におきまして、施設の運営に關しまして、地元西郷村との間で防災協力協定を締結いたしました。警報が発令された場合は、電話またはファクスによりまして、直ちにその情報の提供を受けることとしております。

また、警戒体制につきまして、気象の状況に応じて、一次から三次までの警戒体制をしきまして、施設周辺の状況の把握、非常事態に備えまして、施設周辺の設置あるいは警戒要員の配置などを行うこととしております。

また、避難誘導体制につきましては、新たに土砂災害を想定いたしました避難誘導体制に關しまして、各施設で定める防災計画にそのような体制を反映しているところでございます。

また、通報網につきまして、施設内のすべての電話機からの一斉放送を可能といたしまして、外部への救援要請等を二経路で確実に伝達できるようにするなど、システムの改善を図ったところでございます。

このように、防災体制の見直しも実施しているところでございます。

○井上(義)委員 この太陽の国のような災害弱者施設は、今後、少子高齢化の進行もあって増加していくというふうな考えられるわけでございます。新規立地を抑制しつつ、危険箇所について対策を講じる場合に、特にこの社会福祉施設等の災害弱者関連施設に重点を置くということが必要だ、このようにまず指摘しておきたいと思えます。それから、土砂災害における災害弱者の被災状況が現状どのようになっているのか、また、土砂災害のおそれのある区域における災害弱者関連施設の立地についてどの程度把握をしているのか、このことについてまず確認しておきたいと思えます。

○竹村政府参考人 からまつ荘の災害の後、関係省庁、建設省、厚生省、林野庁で共同して全国調査を実施しました。その結果、私ども、災害弱者関連施設の全国の危険箇所における配置状況を把握したわけでございます。

また、平成十一年の全国の土砂災害の発生状況等も調べますと、がけ崩れ、土石流、地すべり、合わせて千五百件が発生しておりますが、三十四名の方が亡くなっております。このうち約六割に当たる二十名の方がいわゆる災害弱者の方でございます。

私ども、この災害弱者関連施設の先ほどの調査の結果、十三万九千の関連施設のうち約一万九千施設が危険箇所にあることがわかっておりますので、この危険箇所につきましては、重点的に砂防事業の推進と避難場所の情報提供、警戒避難体制の確立等、関係省庁が連携して実施していきたいと考えております。

なお、先ほど御質問にあった、からまつ荘の災害復旧でございますが、四つの溪流におきまして、砂防ダム三基、床とめ工二基、約七億円の事業を一年間で緊急事業として完了してございます。

○井上(義)委員 平成十二年の二月の河川審議会の答申でございますけれども、土砂災害特別警戒区域における規制の対象として、一人が夜間も合

め滞在することとなる住宅、宿泊施設や避難行動に關し制約が大きい災害弱者が利用・滞在する災害弱者施設等とするのが適当である。」こういうふうにより具体的に指摘しているわけでございますけれども、今回の法案の成立によって、災害弱者關連施設の立地抑制を具体的にどういうふうに進められることになるのかということ、それから、土砂災害防止工事を今計画的にしておりますけれども、既存の弱者關連施設に対する土砂災害防止工事はほかにも優先して推進していかねばいけないのじゃないか、このように思うわけですから、この点についてどうでしょうか。

○中山國務大臣 おっしゃるとおりでございます。本法案におきましては、土砂災害特別警戒区域内における、高齢者それから障害者が利用するいわゆる災害弱者關連施設に関する開発行為に關して、一定の対策工事がなされ、安全が確保されることを条件としてその開発を許可することにより、土砂災害の危険のおそれの高い地域における災害弱者關連施設の立地抑制を進める所存でございます。

当然のことだと思いますが、今まで、喧騒の場所から離れた、郊外の山に近いところとか、そういうところに立地しているのを私も何例か知っておりますが、こういう危険な区域というのは、建設省といたしまして、自力避難が困難な方が入所、それから入院されている施設で土砂災害対策の施設が未整備の箇所という緊急度の高い約一千六百カ所につきまして、平成十一年度からの五年で整備が概成できるように計画的に砂防事業等を推進しているところでございまして、今後とも、災害弱者關連施設に係る土砂災害防止工事を積極的に、優先的に整備していく、私はそんな考えでおります。

○井上(義)委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。一方、災害弱者の方というのは、自力による迅速な歩行行動が困難であるということから、土砂災害の犠牲になる可能性が高い。やはりこの西郷

村のからまつ庄の方なんかも全くそのとおりでございます。まして、土砂災害によって一気に押し流されてしまつて命を失う、こういう逃げる間もなかつたというのが現状でございます。

本法で指定される土砂災害警戒区域での災害弱者關連施設に関する警戒避難体制について、今後どのような施策を講じていくのかということ、また、その場合に、都道府県において社会施設を所管している部局とも十分連携をとって速やかに体制を整える必要があるというふうに考えますけれども、厚生省の取り組みについてもあわせて伺つておきたいと思ひます。

○森山政府参考人 土砂災害危険箇所立地いたします社会福祉施設につきましては、緊急時の避難連絡体制の整備を指導しております。また、危険箇所から移転する際に、新たな施設の整備に關します国庫補助につきまして優先採択をさせていただきますいております。また、社会福祉医療事業団の無利子融資などによりまして施設の整備を図つていくところでございます。

また、冒頭御指摘の太陽の国での土砂災害を踏まえまして、昨年一月に關係五省庁、これは文部、厚生、林野、建設、自治の五省庁でございますが、検討の結果、連名で通知を出しております。その内容は、都道府県に對しまして、国土保全事業を推進すること、社会福祉施設に對します情報提供体制を行つてほしい、また社会福祉施設の防災体制の確立をしてほしい、そういったことの通知を出しております。これらによりまして、災害弱者關連施設に係ります総合的な土砂災害防止対策の実施を指導しているところでございます。社会福祉施設に對します土砂災害の防止につきましましては、今後とも災害の未然防止に向けまして、關係機關、部局とも十分な連携を図りながら実施してまいりたいというふうに考えております。

○井上(義)委員 あと若干、本法案につきましての具体的な問題についてお伺ひしたいと思います。

まず、この土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、この指定をするために都道府県は基礎調査を行うというふうにされております。この基礎調査は、土砂災害防止の実効性を上げるための大前提であります。

的確な調査を行うためのマニュアルの徹底でありますとか、あるいは人員の確保、経費に対する支援措置はとられるのかどうか。また、区域の指定を受けることによつて権利制限が発生するわけでございます。やはりこの基礎調査というものが厳密に行われまないと、非常に大きな問題を惹起することになりかねないわけでございます。この基礎調査の厳密性というものをどのように確保していくのか、この点についてお伺ひいたします。

○竹村政府参考人 本法案におきまして、基礎調査は都道府県知事の責務として位置づけられているところでございます。この基礎調査は大変重要でございます。まして、建設省としても調査の実施に要する費用の補助、実施に際しての技術的援助等、積極的な支援を行つていく所存でございます。

具体的に申しますと、調査は全国的に行われますので、調査の実施のためのマニュアル、技術的判斷基準の作成のための助言等、技術的支援を行つてまいりまして、民間コンサルの力もかりまして、全国一斉に調査が実施できるよう、体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

なお、各都道府県におきましては、もう既に長年、急傾斜地の崩壊危険箇所調査等、土砂災害の危険箇所に関する調査を計画的また継続的に実施しております。そのため、調査は厳密に実施されるものと思料されますが、国としましては、ただいま委員の御指摘のように、権利制限に係るものがございますので、都道府県と連携して、技術的な判断のための支援体制を確立してまいりたいと考えております。

○井上(義)委員 次に、平成九年十一月に建設省が行つた住民意識調査によりまして、家の近くに土石流危険渓流があることを知っているかという

問いに對し、知らないというふうに回答した人は四九%、それから、避難のために指定された場所を知っているかという問いに對しても、知らないという回答が五三%と半数を上つているわけでございます。警戒避難の心構えや土石流の発生に對しては六八%の住民が知らないというふうに回答しているわけでございます。危険危険と言つた割には、災害に對する住民への周知徹底が必ずしも行われているとは言いがたいのではないかと。

建設省は平成九年九月、十年六月、十一年六月に、住民への周知を目的としたダイレクトメールを出した、このように聞いておりますけれども、その効果がどうなのか、またそれ以外の周知方法というものを具体的にどのようにならうと思ひますのか、お聞きしたいと思います。

また、個々の住民の方に情報を伝えるということとはもちろん喫緊の課題ではありますけれども、逆に住民の側からの情報の収集も視野に入れた、いわゆる双方向的な、インタラクティブなシステムの構築が必要であるというふうに思ふのですけれども、見解はいかがでしょうか。

○竹村政府参考人 住民へのダイレクトメールでございますが、委員御指摘のように、私も、住民の方々がどの程度の認識を持っているのかというところを知るために、平成九年度から三カ年かけて都道府県等が近年の土砂災害発生箇所の周辺住民約十七万世帯に對し、ダイレクトメールを送付いたしました。

そして、土砂災害についての注意喚起をしたところでございますが、この初年度である平成九年度にアンケートを実施しました。その結果によりまして、ダイレクトメールを受け取つた方の約九割が、このダイレクトメールは非常に有益だつた、私も最初、このダイレクトメールが、皆さんが住んでいるところは危ないよというおどかしの手紙のように思われるのではないかと大変心配したわけでございますが、大変有益だつたという結果を得ております。

このように、土砂災害に関する情報を住民みず

ける災害は、死者が二十四名、負傷者十四名、全壊六十四戸、半壊七十四戸ということでございます。

その原因と申しますのは、広島県の花崗岩によります風化土壌ということにつけ加えまして、短時間に極めて集中した豪雨が襲いました。時間雨量七十ミリを超すような雨量が起りまして、そしてさらに、連続雨量二百ミリから三百ミリという集中豪雨が襲ったということで、特に、広島県の山すそに展開している住宅地を土砂災害が襲ったというところで、広島市、呉市を中心とする地域で三百二十五件に及ぶがけ崩れ災害、土石流災害が発生したものでございます。

○辻第委員 広島について申しますと、全国で危険渓流が一番多い、それが傷になつてきているようですね。今はちょっと持ってこなかったのですが、地図に色をつけて見ますと、実に多いのですね、広島危険渓流のところ。そういう地図ができていながら危険な場所が次々と住宅の建設が進んでいったというのはどういうことなんですか。

○竹村政府参考人 現行の法制度では、その土地に住んでいる方が、自分の土地が土砂災害の危険性のある地域かどうかということを知ることができるといふシステムが明確になっていないということが一番大きな問題ではないかと私は認識してございます。

○辻第委員 天災の要素が多いわけでありませうけれども、そういう点では、許してはならない人災ではないのかという感を強めるわけでありませう。

この災害は、広島県における地形、地質、さらには山すそに新たに開発された宅地などの諸要因によるものであると思ひます。広島に限らず、我が国の地形と都市の発展状況から、全国に広く土砂災害の可能性を持っているというところは先ほど来お話があったとおりでございます。危険箇所は全国に数多く存在し、問題は、今もなお、土石流発生危険性の高い地域に人家や建物が次々と

建設されてきたこと、いることでございます。

我が国では、高度経済成長期からバブルがはじけた今日まで、人口の大都市集中や都市の拡張の中で都市開発政策が進められ、また、規制緩和を初め、これまでの国土政策の中で無秩序な乱開発と自然開発が進められてきたというふうな考えます。今必要なことは、このような開発至上主義を改めることが必要ではないのか、このように考えるのですが、大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○中山国務大臣 従来、大都市周辺を中心としたしまして、がけ地等の土砂災害のおそれのある地域におきまして新規の住宅開発が数多く見られたことは、先生のお説のとおりでございます。

道路事情も非常によくなつてきましたし、そういうことで、遠隔地域からの通勤とかそういうものも可能になつてきました。電車とかそういうものも発達してきまして、限られた国土面積という我が国の特性や、高度経済成長に伴う都市化の進展、それからまた人口の集積を背景として、大都市周辺の旺盛な住宅需要を踏まえたもの、かように思つておりますが、山間部の地域や漁村など、旧来から重要な生活の場であるとともに、その地理的条件によりまして居住可能な地が限られている地域においても、やむを得ず住宅建設が行われていることは事実でございます。昔の農村が、随分このごろはプレハブの住宅なんかに変わつて、割に安い値段で地方では住宅ができるものでございますから、そういうところに家が建つ例が多いと思ひます。

危険箇所の増加傾向を抑制するためには、ハード対策だけで対応することは困難でございますので、危険箇所の増加を抑制するソフト面の対応というのが必要になつてくる。そういう意味で、今後ハード対策とソフト、ハードとソフトの連携をより強くしまして、土砂災害の防止に万全を期したい。密集地と、それからまた過密過疎の別なく両方の、国土のそういうところにくまなく気を配っていただきたい。地方ではかえつて、数戸の住宅なんというのがあるところ

建っている場合が多いわけでございますので、そういうものにも対応したいと思つております。

○辻第委員 現在の開発至上主義というのですか、あの愛知万博の海上の森の問題でも鋭く指摘をされているわけでありまして、開発至上主義というのはいささか十分御検討いただきたいということとを改めて申し上げたいと思ひます。

土石流危険渓流については地図になつておりますが、これらは従来から、どのように防災対策に活用されてきたのか。使われていなかったとは申し上げませんが、広島市でも、今回の災害によつて改めてこの地図の大事さというのですか、再認識をされたということでもございます。各地で土石流危険渓流の地図がどのように使われてきたのか、お尋ねをいたします。

○竹村政府参考人 土砂災害危険箇所は、昭和四十年代より全国のすべての都道府県において、土砂災害のおそれのある地域を対象として調査を行つて把握しております。

調査結果については、都道府県が行う防災工事の実施の基礎資料として活用するほか、都道府県が市町村にその情報を渡し、市町村が住民へ配付するための資料として活用してございます。過去の土砂災害の履歴、避難路、避難場所等をあわせて図面化した土砂災害危険区域図等をつくりまして、住民に配付する努力をしております。

○辻第委員 そこで、防災意識といひましようか、そういうことにかかわつて情報の問題でもまたお尋ねをするわけでありませうが、住民を含めた防災意識を高めるためには、正確な情報の積極的な提供が必要ではないかと思ひます。これは大臣にお尋ねをいたしますが、よろしくお願ひいたします。

過去にも限定的ではあります。過去にたびたび土砂災害に見舞われた長野県の小谷村、ここでは住民に対し小谷村土砂災害危険区域図を配付しております。また、県から市町村に土砂災害危険箇所マップが配付されたりしております。また、

最近ではハザードマップが注目を浴びております。今回の有珠山の噴火でも、洞爺湖町の作成したハザードマップは、その想定として、洞爺湖町の中心部にもその被害、影響が及ぶことをわかりやすく警告をしております。

建設省は、災害を防ぐということでこうした災害危険箇所を積極的に正確に提供をしてもらいたいかどうか、大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○中山国務大臣 ハザードマップも十五カ所ができておると思ひますが、一カ所だけ、伊東の東部というの海の中心でございますので、海の中のものはありません。かなり地震国としてのそういう対策は充実してきておるものと思ひますし、けさほど申し上げましたが、今回の有珠山の噴火も、噴火前に避難を全部完了したというのは世界で初めてだと言われておりますから、今後の対応が重要になつてくると思ひます。

建設省といひましては、昭和五十七年から「総合的な土石流対策の推進について」により、土石流災害関連情報の地域住民への周知について市町村において実施するように都道府県知事を指導しておるというところでございます。昭和六十三年の三月に中央防災会議におきまして決定されました土砂災害対策推進要綱でも、土砂災害による被害を最小限にとどめるために、土砂災害の危険箇所周辺の住民を初めとして、広く国民に対して土砂災害に関する知識の普及とそれから防災意識の高揚を図ることの重要性を指摘いたしております。

土砂災害防止のために、砂防設備等の整備といった施設対応に加えて、関連情報を住民に積極的に提供し、警戒避難体制の確立を推進してまいりたいと思ひます。

赤木先生、砂防の先駆者と言われておりますが、この近くにも砂防会館なんというのがあります。全国砂防大会なんというのも催されますから、各自自治体、非常にそういう面の意識は日本は割に高い方ではないかと私は思つておりますが、

今後とも、大都市周辺にまでそういうものが迫ってきたというところから、地域の格差なしに情報を提供することが大事だと思っております。

細かくは、竹村河川局長からお答えをいたしたいと思っております。

○辻(第)委員 日本一とかおっしゃったけれども、世界一ですか、どうもそれはいただけません。

土砂災害の危険箇所という点でいいますと、急傾斜地、地すべり地などがございまして、それ以外にも、例えば河川でいいますと、堤防だとか樋管だとか樋門などにも危険な箇所があります。

これらの具体的な箇所は公表されることがないようでありまして、これは必ずしも危険箇所が直接災害につながるわけではないというところのようでございますが、一つの姿勢のあらわれではないかと思っております。

もちろん、やみくもに不安をおおりに立てるようなことはやるべきではありませんが、そうした情報を本場に正しく広く伝えるということは、日常の防災意識を向上させるとともに、もしもの場合の対応に非常に有効ではないかと思っておりますが、建設省、いかがですか。

○竹村政府参考人 ただいま御指摘のように、土石流危険箇所等以外にも洪水の危険に関する情報がございます。特に都市化の進展によりまして、さらに、最近極めて短時間に集中豪雨が来るといような気象特性の変化によりまして、特に大都市に一度災害が発生した際の被害は、人家、資産の集積等により一層深刻なものとなる傾向がございます。そのため、治水事業を私ども一生懸命やっております。

それに加えまして、水害に関する確かな情報を国民と共有して被害を最小限とすることが重要だということから、洪水時の破壊、いわゆる堤防が壊れた場合による浸水被害と避難方法等の対策に関する情報を住民にわかりやすく提供することを目的としまして、洪水ハザードマップの整備の支

援を行っております。平成七年度から公表を行っておりますが、平成十一年度には新たに三十の市町村で公表されまして、平成十二年の四月一日現在では七十四の市町村で公表されております。だんだんこの作業が軌道に乗ってきたという段階になってございます。

そして、これらのハザードマップをつくるだけではないで、住民になるべくわかりやすく知らせるために、地域の電話帳のハローページの一ページをかりて地域防災スペースのレッドページにハザードマップを掲載したりして、私ども、多くの住民にこの洪水のハザードマップの存在をわかってもらおうように最大限の努力をしておりますが、今後とも、これらの努力を前向きに、そして懸命に進めていきたいと考えております。

○辻(第)委員 土砂災害の危険箇所等の公表の方法でございますが、これはお答えいただかなくて、申し上げるだけにさせていただきますかと思っております。

地図にしても、またハザードマップにしても、公表することが基本であります。その公表のチャンネルをできるだけ多くすることが必要ではないかと思っております。インターネット活用など、積極的な対応をお考えいただきたい、このように考えます。また、わかりやすくしていただきたい。行政用語でありますとか専門用語で非常にわかりにくいということがたくさんあるかと思っております。その点は、わかりやすくしていただきたい。

それから、先ほども触れたような話であります。国民が住宅を取得するときにやはり重要ですね。住宅を購入したが、危険な場所であることは知らなかったという人もたくさんあるわけですね。それから、住宅の建築が許可されているのだから問題はないのではないかと、このように思っておたということがあるわけです。こういう点でも、防災のPRがもっときちんとやられていたならば問題が避けられたのではないかと、こういうところが多々あるかと思っております。情報の積極的な公表について十二分に御対応いただきたいとい

うことをさらに要望いたしまして、次に移行します。

今回の法改正で、土砂災害警戒区域の指定、警戒避難体制の整備、立地規制などが盛り込まれましたが、これらはハード事業中心のこれまでの対策を一步前進させたものと評価することができるとは思いますが、今後は、基礎調査を迅速に実施していただいて、土砂災害警戒区域の指定を進めるべきであると考えています。

同時に、この指定に当たっては、地域の人々、殊に土地の所有者などにとっては非常に厳しい制限になりますし、いろいろな問題がございまして、そういう点で、指定をされる場合は、市町村、そして住民の意見を十分に聞いていただきたい、このように要望するわけですが、いかがですか。

○竹村政府参考人 本法案によります区域指定は、土砂災害のおそれがある区域を客観的な基準、いわゆる技術的な基準によって行うものであります。さらに、行政側の何か行政行為によってそこに住んでいる方の規制を行うということではなくて、そこにいらっしゃる住民自身の生命と身体を守るための規制、そしてその土地が自然的に持っている危険性を明確にするための目的でございます。

指定された区域については、警戒避難体制の整備等を初め行政上の対応を行う必要があることから、その指定に当たっては、市町村の意見を聞くこととしております。

なお、市町村長が都道府県知事に意見を述べるとき、住民など地域の意見を集約するために講ずる手続につきましては、市町村の自主性を尊重してまいりたいと考えております。

○辻(第)委員 とにかくにも、地元の住民の皆さんの意見が十分反映できるように、ひとつ御努力をいただきたいということでございます。今回の法律で、一定の開発行為の制限が設けられました。これまで自治体では、例えば、開発行為の所管部局では、危険箇所であっても開発をとめるすべはなかった、現行法令に合致していれば

許可せざるを得なかったというふうに担当者も言っておられるわけでございます。

また、従来、開発者に対して、その開発行為がそれより下流部に対する影響を排除することについては一定の対応がございましたが、一方、開発行為については、それより上流部、上のあるところの危険については十分に注意をするというような対策がなかったと言ってもいいような状況だったと思っております。

そういうことで、こういうことも含めて、今回の法律では一定の開発については規制がかかります。これらについて万全の対応をしていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○竹村政府参考人 委員御指摘のように、この法案は、住宅開発地のいわゆる上部標高、上流側における土砂災害の危険性を目を向けて警戒区域等を指定しまして、警戒避難体制の整備や住宅の新規立地の抑制等の対策を講ずるものでございまして、本法律の趣旨のつとめて、この制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○辻(第)委員 私が現地に参りましていろいろ教えていただいた中に、土石流プラヌ流れ木、流木というんですか、これが非常に災害を激化したというお話を聞いてきました。

川筋が直角にこういうふうな曲がっていると、ころがあるんですが、そこに、それは何十本という流れ木がたまって残っている、あれがそのまま流れていってたら大変なことだということも見せていただいたんです。土石流だけならまだ下の方で被害が幾らか少なかったんじゃないか、それが、住民の方向から、二階ほどの流れ木が山のようになると驚かされたという生々しいお話を聞かせていただいたんです。ですから、土石流、土や砂、水だけではなしに、流れ木をどう防ぐかということが非常に大事なことではないのかというところを痛感してまいりました。

その周辺の山の姿であります。基本は松林ではなかったのかと思うんですね。そこに昔の田んぼを減反で杉か何か植えたところがあったように

○一川委員 今の御説明を受けて、こういう新たな法律が出ておられるわけですが、大臣にちよつと基本的なところでお伺いしたいわけですか。

今ほどのお話、これまでのいろいろな質疑等でもありましたように、今回のこの法律をいかに必要なり背景なりというのをそれなりに理解いたしますけれども、現行のそういうハード面に対するいろいろな法律なり、現行制度、例えば現行のそういう法律の改正でこの課題が解決できなかつたのかというのがあるわけですね。なぜ新しい法律をつくる必要があつたのか。ここで今新しい法律で対応しようとしていないことが、現行の法律の一部改正でもできたのではないかと、そういうところがちよつと気になるかなんてすけれども、そのあたり大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○中山国務大臣 詳しくは河川局長から御答弁申し上げたいと思ひますが、先ほどどなたかに御答弁申し上げましたが、昨年の広島島の災害のときに小淵総理が大変な気持ちになつておられまして、昔ながら、その土地になれた人たちはそういう地域には家を建てないとか、そういうところへは物を立地しないというふうな、本能的といひますか、昔からの知恵みたいなものがあつたものが、このごろは人口の移動が大変激しゅうございますし、新しい地域に新しい企業が立地したりしますものから、若い家庭なんか安易にそういうところに住宅を建てたりされる方があつて、全く世の中の事情が、最後の昭和四十四年以來、もう随分変わつてしまつたように思ひます。

道路でも高速道路というのがあるかと思へば、東海道自然遊歩道というのがありますから、やはりハードとソフト、高速道路ですつと通り抜けていくのがありますし、きめの細かい、周りの景色をゆつくり歩いてみようなんという。それと同じように住宅でも、公営住宅、それから高層住宅、いろいろありますが、山間の地域に住宅を建てて、そして土地も安い、そういうところへ行こう

とする人たちに對して、やはり細かい心配りみたいなものが、私はこの法律の基本的な精神ではないかと思ひます。

いわゆる砂防三法で改正をしてやつていける部分と、時代の変化に、今までのハードに對してソフトで物を考える、そういうことを盛り込んだ、法律の名前も災害とか緊急災害とか、そういう災害という呼称が入つておられますので、それは、そういう意味を強調したところに新しい法律をつくつた意味があるんじゃないかと私は思つておられます。

詳しくは、局長から願ひします。
○一川委員 大臣のお話も理解いたしました。それで、この法律とも関連いたしますけれども、私の要望も含めての確認でございます。今回のこの新しい法律等が出されるような背景等のお話は、先ほど来のお話のように最近の犠牲者の特色を見ても、俗に言う、災害弱者とおつしやつたと思ひますけれども、高齢者なり幼児の方々とあるいは身障者の皆さん方に割と犠牲者が目立つようになつてきた、そういう面でのいろいろなソフト的な対策がこの法律でうたわれてゐると思ひます。どつちかという、ある面ではこの法律としては、新興住宅地域に相当焦点を当てたような形になつてゐるのではないかなんかという感じがするわけですか。

ただ、一方で、農山村地域、俗に言へばそういう都市部でない地域には、御案内のとおり高齢化現象、過疎化現象というのが今顕著にあらわれてきておられますし、特に山村地域というのは、高齢者の方々の比率が非常に高くもなつてきてゐるわけですか。

私自身はそういう山村地域に住まいをしてゐる人間でございますから、ある程度実情はわかつておりますけれども、そういう山村、農村地域の集落というのは、もともとそんなに条件のいいところにはないと思ひます。どつちかというところ、割と日当たりのいい、条件のいいところに農作物を作物を付する農地を確保して、人間が住んでい

る場所は、その犠牲的な場所といひますか、日当たりの悪い、割と山を背後にした傾斜地にあつたり、相当厳しいところにも張りついていると思ひますけれども、そういうのが全国各地域にいろいろと点在してゐると思ひます。この法律で、当然そういうことを考えますと、この法律で、当然全国同一に扱われるとは思ひますけれども、私は、こういう山村地域でしつかりと国土保全をしなから頑張つておられる、そういうお年寄りの方々が住まいをしてゐる農家の集落、そういうところに対してこの法律の恩恵が及ぶようにぜひ配慮をしていただきたいと思いますし、そのあたりの対応についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○竹村政府参考人 この法律に基づく区域の指定は、地域を問はず、土砂災害のおそれのある箇所であれば対象となります。ただし、今委員御指摘の農山村、そして漁村等に住んでゐる方々は、生活する土地の制約が極めて多く、いわゆる土砂災害に対する安全の確保は極めて重要な施策であると認識しております。農山村地域の安定的な発展のため、農林水産省とも連携しまして、ハード対策も含めた土砂災害防止対策を着実に推進してまいりたいと思ひます。

○一川委員 ちよつとここで、既にもう質問されたのだと思ひますけれども、確認の意味で教えていただきたいと思いますけれども、今回の法律で区域を指定されますね。当然、その区域を指定されたところに対しては、県レベル、市町村レベルでいろいろな対策をとつていかれると思ひますけれども、特に、公共的な施設なり福祉的な施設も含めて、これから新たにこういうものをつくらうとする者についてはそれなりの指導をしようというふうな書かれてゐると思ひますけれども、こういう区域の中にも既に、既存の公共的な学校等の施設なり、そういういろいろな社会的な施設等についての対策というのは、これはどういふふうになつてゐるのでしょうか。

○竹村政府参考人 私ども、土砂災害に對しまして、過去さまざま対策をやつてまいりました。委員、今御質問の件でございますが、例えば急傾斜地の対策事業の推移を簡単に御説明しますと、昭和四十二年からスタートした当時は、保全人口、つまり、がけの下に五十戸なければ採択基準に達しませんでした、事業ができませんでした。その後、二十戸に減らし、十戸になり、そして現在では五戸ということになります。そして、特に公共施設等がある場合は、これは採択基準は最優先で採択されるようなシステム、そして災害弱者がある場合は、その災害弱者の収容人数を三人を一戸とカウントするといふような施策を今年度からスタートしてまいりまして、そういう公共施設、そして災害弱者施設がある場所につきましても、対策事業は最優先で実施してきたという状況になつてございます。

○一川委員 そこで、これもちよつと事前に通告してございませぬけれども、例えば、東海地震がかつてゐると話題になつた、その何となく予知されてゐる地域といひますか、心配される地域については、財源的にもいろいろな特別扱いになつてゐると思ひます。静岡県を中心にして、割と広範囲だと思ひますけれども。例えば、今回みたいに、こういう特別の指定を受けたら、いろいろな区域の指定を受ければ、当然そういうことが地震以上に心配になるケースだつてあると思ひます。そういうふうな、そういういろいろな財源的な対策もあわせて、相当手厚いことを考えておられるかどうか、その点をちよつとお聞きしたいと思ひます。

○竹村政府参考人 従来の法律は、災害が起きる場所での対策、ハードの対策でございまして、今回の法案は、災害が起きたつと下部標高、下の標高の、災害が発生した場所とは違ふ場所被害を受ける方々の被害を最小限化しようという内容でございまして、災害の対策工事の事業と今回の法律の内容、つまり土砂災害警戒区域を指定しまして、その中の警戒避難体制を整備したり、そ

して特に危険な特別警戒区域の場所におきましては開発行為の規制とか建築規制をするというような内容につきましては、原因地の対策工事と今回のソフトの法律の提案とは、直接事業の執行にはリンクしておりません。

私も、危険な箇所は別な判定、緊急性、経済性、そして重要性等の別な判定から採択をして、事業を実施していくことになってござい

○一川委員 今のお話もそれなりに理解できますけれども、警戒区域なり特別警戒区域というのは、そういう災害の被害を受ける危険性のある区域だというふうに当然思うわけです。そういうところにもう既に存在している学校なりそういう公共的な施設等についての例えば移転とか、そういうもののいろいろな経費というのは、やろうと思えば相当かかると思いますが、そういうものに対しての対応策ということもぜひこれからの課題として御検討願いたい、そのように思っております。

それから、先ほど局長の方から、今回の災害のいろいろな特徴、特異性という中には、最近では、時間雨量ですが、百ミリを超えるようなところも相当ふえてきているというふうに、相当異常気象的なものがあらわれてきているというお話もございました。日本列島それぞれの地域、いろいろな特色を持っているわけですが、いろいろなケースが非常に多いという面では、いろいろなケースの災害というのをもう既にいろいろと経験をしているわけですね。

そうしますと、私は、調査研究といいますが、いろいろな研究機関でいろいろな対策も含めたメカニズムの分析をされていると思えます。テレビ等で時々そういった試験研究の状況みたいなものを見させてもらうときもあります。こういったものをもっと徹底的に、これまでのいろいろな事例を分析しながら、対応策ということをしつかりととっていくということが大変なことだということに思いますが、現在のそういう調査研

究分野では、こういった土砂災害に対する対応というのはどうなっているのか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思えます。

○竹村政府参考人 建設省を中心として、土砂災害に関する研究を積極的に進めております。特に土木研究所の砂防部で研究を進めております。

そして、この成果は非常に大きなものがございます。具体的に申し上げますと、例えば、世界的にはもう砂防という言葉は共通語になっております。そして、土石流というメカニズムを初めて科学的に分析したのもこの研究班でございます。つまり、土石と水が入りまじって混合体となって流れてくるという現象を初めて分析したわけでございます。この土石流をどうやってとめるかという手法につきましては、先ほど林野庁の方が御答弁されておりましたが、鋼製のスリットダム、つまり土石流の勢いを弱めるための手法も開発いたしました。

これらの技術は、日本国内だけではなくて世界の国々へ技術移転しております。インドネシア、ネパール等、地質が大変苦しい国では大変これが役に立っているという状況でございます。

なお、今後私ども、日本国内のさらなる研究のために、例えば具体的などういうテーマかと申しますと、警戒避難をするための技術基準、基準がまだこれからだという課題が残っております。そして、最近話題になっている有珠山の噴火に伴い、泥流問題、これも火山問題というのはまだまだ未解明な部分がございます。このような未解明な問題にこれからも私どもは懸命になって技術開発、技術研究に取り組んでいく所存でございます。

○一川委員 こういった調査研究、技術開発的なものというのは、我が国としては最も得意とする分野でもあります。また、世界をリードすべき、そういう立場にあるんじゃないかというふうに私は思っています。そういう面では、これからこういったいろいろな研究開発等につきまして、さらにいろ

いろな面で充実を図るようお願いをしたいと思っております。

そこで、先ほどちよつと話題に出ておりましたけれども、こういった土砂災害にかかわるようないろいろな対策等につきましては、建設省だけじゃなくていろいろな省庁、例えば、現在でいえば国土庁なりあるいは農水省なりというようなところと割とかかわりがあるかと思っております。場合によっては、今のいろいろな、福祉関係でいえば厚生省とか、あるいは学校でいえば文部省とかということにもなるかと思っております。

そういった他のいろいろな行政機関との連携というのは、災害を未然に防止したり、あるいは災害が発生したときの被害を最小限に食い止めるという面では、この連携、調整ということが、またこれは大変重要な課題でございます。連絡協議会的なものがあるというふうにも聞いておりますけれども、そのあたりの状況、今後の取り組み方針についてお聞かせ願いたいと思っております。

○竹村政府参考人 まず、各省連携は大変重要なこととございまして、防災関係につきましては事業に関して御紹介いたしますと、特に建設省と林野庁は連携を進めて山林そして山ろくの保全に当たっております。昭和三十八年より、建設省と林野庁は本省の課長クラスによる連絡調整会議を設置しております。そして、地方、出先におきまして、主管課長クラスの連絡会議を設けまして、それぞれの役割分担を認識し合い、そして自分たちの計画的に、お互いの山林、そして人々の安全のために事業をやっている状況にござい

ます。さらに、最近、防災に関しましてはもつと幅広い省庁が関係しております。平成十年のからまつ荘の災害にかんがみまして、建設省と林野庁だけではなくて厚生省が参加していただきまして、災害弱者関連施設の全国調査を一緒になってやっただけでございます。その中で、成果として、約一万九千施設が危険箇所にあるということが改めて判明しまして、関係省庁の認識を改めた

ところでございます。

この認識を改めまして、さらに、建設省、文部省、厚生省、林野庁、自治省、今度には五省庁が共同になりまして、この土砂災害危険箇所や避難場所の情報提供、警戒避難体制の確立などについて、各省連携、調整をしまして防災体制の整備を推進していこうという体制をとっているところでございます。

○一川委員 それから、これもちよつと確認しておきたい点だけでも、今回の法律によりましてこういった区域の指定等が行われた後、いろいろな面でも県なり市町村の対応が当然出てくると思います。この法律が施行をされた段階で、都道府県なり市町村の業務量というのは、ある程度はふえていくことは間違いないと思っております。そういうものはどの程度どうなっていくのかということ、あるいは、そういったものに対する予算措置というものがあるのか、あるいは、そういったことも含めてちよつとお聞きしたいと思います。

○竹村政府参考人 土砂災害に対して対策を講じて、そこに住んでいる住民の生命を保護することは、都道府県を初めとする自治体の本来的な責務でございます。これまで市町村等または都道府県等は管内の全域を網羅的に調査を行っていたというような状況になっておりますが、本法の成立になりますと、今度は警戒区域または特別警戒区域という区域が明確になってまいりますので、今まで網羅的に行ってきた調査やソフト対策が、かなり重点的に焦点を絞って都道府県ないしまた市町村が実施できるという点にあるのかと私どもは期待しております。

さらに、基礎調査に御質問でございます。私どもは、都道府県が行う基礎調査がスムーズに行われますように、基本指針におきまして調査のマニュアルを定めたりしまして負担の軽減を図り、さらに、本来的に都道府県の責務ではございますが、この基礎調査は大変重要なことというこ

とで、財政当局とも御了解を得まして、調査のための補助を積極的に行つていく所存でございます。

このようなことで、私も、県、国、市町村が連携して、災害防止のための体制をとつていきたいと考えております。

○一川委員 では最後に、ちよつと大臣にお伺いしたいと思います。

今回の法律のねらいあるいはこれからのやり方ということについてお聞きしたわけでございますけれども、先ほど来いろいろな質疑の中でも出ていますように、我が国、日本列島そのものもともと潜在的に災害が発生しやすい、そういう自然的条件なり立地条件にあることは、それは間違いないわけでございますけれども、しかし、それを我々が英知を絞つて克服していくということになるわけでございます。

こういった土砂災害というのは、基本的には、要するにさつきのお話もございましたように、水の処理というのは常につきまといつておられるんです、地下水にしろ、降雨にしろ。やはりそういった水の対策も含めたことを考えれば、本当に、これからのこういった対策というものは、これだけですべてが完結したということにもならないんだらうと思つて、今回この法律が制定された後、我が国のこういった自然災害をしつかりと防いでいくという観点で、何か大臣としての問題意識といいますか今後の課題と申しますか、そういうものをお聞かせ願ひたいと思つております。

○中山国務大臣 この日本列島というところにみんな一緒に住んでいて、これは宿命でございます。そういう宿命の土地に我々が生存をし、後世にこの日本を豊かな国として引き継いでいくことが我々の使命でございますから、日本列島は四回か五回、大きな塊がぶつかつて四十五億年の地球の歴史の中で今日ができた、こういうことでございますが、その中で近代的な科学技術も進捗しております。

今度の有珠山の災害を見ましても、無人のヘリ

コプターで今国道二百三十号線を通つて調査して、無人のヘリコプターが映像を送つてくるというふうな時代になつたわけでございますから、また砂防の技術も、また今度も、有珠山からおりてきております噴火の方へ流れます川の途中で、無人のショベルカーを入れて、普賢岳で使つたものが船で送られてきまして、もし土石流が流れてきた場合はその手前でとめようとか、いろいろな工夫がなされておると思つております。

そういう意味で、国土の七割が山地でございますし、その地質も脆弱で、その上に土砂災害が発生しやすいという、土砂災害対策は国土保全上の大変重要な意味を持つておると思つて、その上に人命に関係があるわけでございますので、土砂災害から国民の生命それから身体を保護するためのソフト対策法でございます。

法施行後の主要課題は、都道府県が行う、特に地方の時代と言われておりますから地方に、来年の一月六日から国土交通省と名前が変わつて、建設も運輸も、それから北海道開発庁も一つの役所になるわけでございますので、それが都道府県と一体化しまして、基礎調査の結果に基づいて、速やかに警戒区域それから特別警戒区域というものを指定していくことが大事だと思つております。

土砂災害危険箇所率の整備率は依然として低い状況にありまして、大きな課題でございますが、砂防関係事業を着実に推進して、それから安全性の確保を図つていく必要がある、かような認識をいたしております。

依然として土砂災害が多発しておりますし、危険箇所が増加し続けていることから、建設省にいたしまして、本法案に基づく対策を推進し、砂防関係事業と相まって、土砂災害対策をみずからひとつ心を引き締めて、国土の保全に万全を期し、日本国民の幸せにつないでいくという、そんな新しい意義がある法律案だ、かように私は思つておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○一川委員 どうもありがとうございます。

○大口委員長 中西續介君。

○中西(續)委員 一八九七年砂防法、一九五八年地すべり等防止法、一九六九年急傾斜地災害防止法が制定されました。土砂災害の危険性の高い箇所は、都市計画法、建築基準法で開発行為や建築行為に対する規制がなされてきました。

しかし、危険性の高い急傾斜地開発などの増加によつて必要性が迫られたと思うが、これらの法律で何が不足し、対応できなかったのか、さらに、ハード対策とソフト対策があると思うが、現在までの基本的考え方に変更があるのか、そして、本法案はなぜ提出されたのか、問題点がこの法律で解消できるだろうか、こういうようなところを一応まとめてお聞きしたいと思います。

○中山国務大臣 日本は、もう古い古まがたのことでございますが、急峻な土地、脆弱な基盤、そして三つのプレートが日本の下へ入つていくという地震国、それから八百の火山が世界じゅうにありますが、日本には八十六の火山がある、そういう非常に災害が多い国でございます。先生が今御指摘いただきましたようないわゆる砂防三法が、時代とともに国のきめ細かい注目度というものを、自然災害を克服するために意を決してとい

いますか、今まで頭の中で考えて、専門家はきめ細かくやればよいと思つていたことを法律にして決意を示すような、この法案の心を私はそういうふう感じております。

土砂災害対策に関する現行の法制度は、土砂災害防止工事等のハード対策を実施するほかに、切り土等の土砂災害を誘発、助長する行為の制限を行うための法制度でありまして、いわば土砂災害が発生する原因地についての対策を講じるための制度でございますが、対策工事を行う一方で、開発の進展に伴い危険箇所新たに住宅等が立地することによりまして危険箇所が増大する傾向にあるために、その増加を抑制するためのソフト面での対応が必要ということであろうと思つて

おります。さつき、明治三十年の最初の砂防法のお話を、西層に覚えてお話をございましたが、そのころは

人口も割に少のうございましたが、最近は大変な人口増加でございます。その上に、高齢化社会でございますから災害弱者の方もふえておられるというところでございますので、これからはそういう方々に対する配慮もしていかなければなりませんし、どうしても土地の安いところに、自分の土地を持ちたいとか自分の家に住みたいとかいう意欲が、また危険な場所に立地する場合がありますので、それから、今般は、ハード対策を行う既存の砂防三法とは別に土砂災害のおそれのある区域を明らかにして、その中で警戒避難体制というものの整備や、それからまた住宅等の新規立地の抑制、そういうふうにも両方相まつていいますか、そういうソフト対策を講じるための法案という形で、災害脆弱国としての日本が新しい二十一世紀に国民の身体、生命の安全を確保するという大命題に挑戦する意欲ある法律だと私は思つております。

○中西(續)委員 私は、今説明がございましたけれども、起つてくる原因がいろいろ多様化してきておるといふことも一つまたあるわけですから、それぞれを一つずつこう薬を張るみたいにするだけでなしに、やはり全体的、総合的な考え方の中でこれがつくられた、こういうふうに理解をするわけでありませう。

いづれにしても、この法案については、よほど住民の意識なりあるいは今度は行政側の意識というものが一体的になつていかないと、犠牲者は依然として出てくるということが今まで実証をされたわけでありまして、こうした点はやはり十分お考えいただきたい、これから後、一、二指摘はいたしますが、具体的な対応していく必要があるのではないかと感じます。

次に、災害危険区域の指定につきましてお聞きしたいと思います。

土砂災害危険箇所は何カ所あるのか、緊急に整備の必要箇所がどれだけあり、そしてこれらへの対応をどのようにして、進め方、どのようになさるのか、この点についてお聞かせください。

さつき、明治三十年の最初の砂防法のお話を、西層に覚えてお話をございましたが、そのころは

人口も割に少のうございましたが、最近は大変な人口増加でございます。その上に、高齢化社会でございますから災害弱者の方もふえておられるというところでございますので、これからはそういう方々に対する配慮もしていかなければなりませんし、どうしても土地の安いところに、自分の土地を持ちたいとか自分の家に住みたいとかいう意欲が、また危険な場所に立地する場合がありますので、それから、今般は、ハード対策を行う既存の砂防三法とは別に土砂災害のおそれのある区域を明らかにして、その中で警戒避難体制というものの整備や、それからまた住宅等の新規立地の抑制、そういうふうにも両方相まつていいますか、そういうソフト対策を講じるための法案という形で、災害脆弱国としての日本が新しい二十一世紀に国民の身体、生命の安全を確保するという大命題に挑戦する意欲ある法律だと私は思つております。

○竹村政府参考人 御質問の土砂災害危険箇所でございますが、現在私どもが把握している中では、土石流箇所が七万九千カ所、地すべりが一万一千カ所、急傾斜地等の崩壊が八万六千余でございます。合計十七万七千カ所でございます。この危険箇所は五カ年ごとの調査をきちんとやっております。急傾斜の事例におきましてもふえておりました。平成四年から平成九年まで約四十八万カ所がふえております。そして、そのような状況が繰り返されて現在八万六千六百カ所ということになっていくわけでございますが、私ども、これらの災害危険箇所の整備をやらなければいけないわけでございますが、予算の制約等もありまして、優先度の高いところから、緊急性の高いところから事業を実施しております。

具体的に申し上げますと、まず地形、地質の状況から、土砂災害の発生の危険性が極めて高い箇所、これは技術的にございませぬ、まずそういうのが最優先。そして次に、保全対象の状況、つまり、もし災害が起きた場合、大変な大きな災害が起きるといふような重要性の高い箇所、また、老人ホーム等災害弱者が被災するおそれのある箇所、これらを重点的に整備を進めて、優先度をつけて実施をしている状況でございます。

○中西(續)委員 災害危険地域の指定数、整備目標年は、大体今のこのスピードで整備をしていくとどの程度かれば終わるといふ予測をしてあるのか、この点どうでしょう。

○竹村政府参考人 ただいまの御質問、私ども、大変残念ながらきちんとお答えする能力は持っておりませぬ。

と申しますのは、先ほど申しましたが、急傾斜地崩壊対策事業に關しまして、危険箇所が五年前に比べて、整備した箇所は五カ年で四万カ所整備したわけでございます。約一年間に一カ所ずつ整備したわけでございますが、危険箇所はその整備した箇所の四千を上回る四千八百カ所ずつふえておりますので、いわゆるイタチごっこでございます。私ども、何年たつたらこれは整備でき

るんだというような計画が立たない状況にございました。

こういう状況をどうにかして私ども終えて、きちんとした土砂防止の計画を立てて重点的にやっていきたいということからも、今回提案している本法案の重要性があると私どもは認識しております。

○中西(續)委員 そうなつてまいりますと、今お言葉ありましたように、イタチごっこというようにことを言われたんですけれども、これでいきますと、じゃ、なぜそうなるかということの原因をよほど分析していかないとやはり対応できないんではないか。ですから、今度のこの法案によつてそうした原因なりなんなりがある程度抑えられるというところであれば、減少をずつとしていくという傾向が出てくると思えますけれども、そこらもあわせてこれから大きな課題だろうと思えます。

特に、先ほど私申し上げた、いわゆるそこに住む人たちと行政側が、極端な言い方をしますと、管理をしながらもこれを抑えていかないと、やはり危険箇所というのふえていくわけでありまして、こうした点のあれをどう求めていくかということ物が物すごく大事だろうと思えます。ですから、これを、今度は法律をつくつて規制をしたりあるいは避難をしたり、いろいろなことをいろいろなソフト面に対応していけば、そうしたものが果たして少なくなつていくかどうかという、ここいらがまた大きな課題になつてくるわけでありませぬ。これらはまた結果を見なくてはわからない面もありますけれども、こういう面につきましては、さらにずつと追求を強めていかないと、この法律があるからというところによつてこれらの問題が、また規制をして縮小できるということにはならないんじゃないかというふうな気がいたしますので、これらの問題についてさらに御検討いただければと思ひます。

次に、災害危険地域内の建築物棟数、住宅あるいは非住宅の敷と割合についてどうなつておるのか、さらにまた、建築物に対し今後どのような対策をしようとしておるのか、お答えください。

○那珂政府参考人 お答えいたします。

建築基準法三十九条に基づく災害危険区域につきましては、そこにあります建築物の棟数等についてのお尋ねでございます。

平成十一年三月の時点の調査によりますと、住宅約三十七万二千棟、非住宅約七万二千棟でございます。しかしながら、これらの多くは、多くの地域で急傾斜地崩壊防止工事が進められてきたこととか、あるいは建築基準法に基づく条例による規制に適合して建築された住宅や建物もかなり多くあるというふうなことから、必ずしも今申し上げた数字の建物すべて危険な状態にあるというわけではございません。

いずれにいたしましても、今後、この新しい法案が施行されることによりまして土砂災害特別警戒区域が指定されていくわけでございますが、引き続き、建築物の構造基準の適用をしつかり行うとともに、区域内に存在する基準に適合しない住宅の区域外への移転の促進等の確に取組んでまいりたいと思ひます。

○中西(續)委員 次に、基礎調査につきましてお聞きしますけれども、先ほどの討論の中におきまして、大体五年をめどにして終了するということを言つておられました。調査には相当な負担がかかるのではないかとおぼやかしております。したがつて、国は、この支援措置、どのようなことを考えておられるのか、この点についてお答えください。

○竹村政府参考人 御指摘の基礎調査は、都道府県知事が実施するという位置づけになつております。この基礎調査、大変重要でございまして、建設省としても、調査の実施に關しまして、費用の補助的な財政支援、そして実施に際して技術的助言、または調査のためのマニュアルづくり、このマニュアルがありますと、各都道府県が民間コンサルの方をかりまして一斉に調査に入れるということがございますので、マニュアルの作成の支援、または調査のマニュアルだけではなくて、調

査した結果どうやって判断したらいいんだらうという技術的判断基準のわかりやすい作成等を行ひまして、都道府県が行う基礎調査の過度な負担にならないように、最大限国も財政的、技術的支援をしていきたいと考えております。

○中西(續)委員 そのことについては、財政的なものについてもやるということ、そういう予算か何かをお組みになつてやられようとしておるんですか。

○竹村政府参考人 この法案が成立後、財政当局と打ち合わせをしていかなければいけません。調査のための国費の補助、三分の一程度を財政当局に要求していきたいと考えております。

○中西(續)委員 次に、警戒区域指定については基本指針に基づいてなされると思ひますけれども、その際の基準はどのようなものを指しておるのか、この点お答えください。

○竹村政府参考人 土砂災害警戒区域等の指定基準は政令で定めることとしてございませぬ。土砂災害警戒区域につきましては、土砂が到達するおそれのある区域、そしてそのうち特に特別警戒区域と申しますのは、土砂が直撃をうけて住宅等が破損、損壊し、住民の生命、身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域と私ども今概念的に考えております。

これらの区域の指定基準は、今後、関係省庁、関係機関と調整をとりながら政令で定めてまいりたいと考えております。

○中西(續)委員 警戒区域指定をするときには、その理由と指定区域及び土砂災害発生原因の自然現象の種類を公示して、関係市町村に公示された事項を記載した図書を送付するということになつておりますけれども、土地価格との関係から反対する者があり、周知が大変困難と思ひます。この際、危険箇所について地域住民への情報の周知徹底を図るための措置、対応はいかにするの、さらにまた、図書の公開をされるべきと思ひますけれども、この点、どのようにするつもりなのか。

さらに、土地取引の際、宅地建物取引業法による重要事項説明の対象としておりますけれども、これを義務づけるときではないかと思われども、この点についてはどうもお考えですか。

○中西(續)委員 特別警戒区域の指定についてお聞きしたいと思います。

土砂災害警戒区域の指定を行ったときには、都道府県知事は関係市町村に図書を送付しなければならぬということになっておりますが、この図書はあらかじめ公示されることになり、公示という手続によりまして公開されるということとは担保されておりましたが、いわゆる行政上公示という手続だけで公開したということではなくて、実質的に住民にその情報が共有されなければいけません。そのことが重要だと認識しております。そのために、警戒区域等の周知については、法案で規定しているもののほかに、警戒区域等の範囲や避難路、避難場所等を表示した図面を別途作成し、まして配付するとともに、現地にわかりやすい表示板を設置するというようなことを考えてござい

○加藤政務次官 土砂災害特別警戒区域における規制に関する見解についてお尋ねがありました。本法案による施策は、土砂災害のおそれのある地域を明らかにし、その中で開発や建築に対する必要最小限の規制を行うものになっておりました。住民の自己責任に期待しつつ、住民の安全確保のための施策を講ずるものでございます。

○風間政府参考人 宅地建物取引業法の関係でございませうけれども、宅建業者が宅地建物の売買の仲介等を行う場合には、当該宅地建物に関して法令上一定の制限があるときにはその内容を相手方に説明しなければならぬ、このようになっております。具体的には、政令でその中身を決めることになっております。

土砂災害特別警戒区域における規制は、その土地が自然に持っている危険性によるものであつて、住民みずからの生命、身体を守るために必要最小限度のものであることから、財産権の侵害には当たらないと考えております。

本法案の土砂災害特別警戒区域につきましては、これは一定の開発行為が制限されることとなる区域でありますので、これにつきまして宅建業法に基づく重要事項の対象として政令で定める方向で検討しているところであります。

特別警戒区域において、開発行為をする土地の区域内において予定建築物の用途が制限用途である開発行為をしようとする者は、原則、都道府県知事の許可を得なければならぬものとすると思

それからまた、土砂災害警戒区域につきましては、特別区域のような制限はありませんけれども、急傾斜地が崩壊した場合に住民の生命、身体に危害を生ずるおそれがある区域でありますので、これにつきましては、相手方の保護が十分図られるように、特別区域と同様、宅建業法の重要

事項の対象にしていきたい、このように考えております。

○竹村政府参考人 本法案の開発規制は、土砂災害による生命、身体の被害を防止するため、開発段階から規制していく必要が高いもの、それを対象と限定しております。

○竹村政府参考人 委員御指摘のように、今後政令で定めてまいりますが、関係省庁と調整した上でございますが、現在のところ養護老人ホーム、養護学校、病院等を政令で規定することを見込んでおります。先ほど申しましたように、関係省庁と調整をこつた上で規定をしていきたいと考えております。

○中西(續)委員 土地所有者にとって制限が厳しくなる指定をする場合、住民等の意見聴取を必要があると思つておられますが、具体的にどのよう

○竹村政府参考人 先ほど総括政務次官が御説明申し上げましたように、そこに住んでいる住民自身の生命、身体を守るための権利制限でござい

○中西(續)委員 け地近接等危険住宅移転事業は、平成十二年度の補助単価の大幅引き上げがなされておりますけれども、今回の場合、なぜこのように大幅に引き上げたのか、この点についてお

○那珂政府参考人 御指摘のいわゆるがけ近事業の補助限度額の考え方でございますが、これは移転先住宅の建設のための借入金に係る利子相当額

行為、高齢者、身障者等が利用する災害弱者関連施設である建築物の建築のための開発行為等を規制対象として規定しているところでございます。

を目安に設定してきたものでございます。今回、十二年度予算におきましては、土砂災害対策を強力に推進していこうという観点に立つて、またこれまでの実績といえますが、住宅建設費の、少しずつではありますけれども、増嵩に伴つて借入金額も相当数ふえてきているというよう

○竹村政府参考人 委員御指摘のように、今後政令で定めてまいりますが、関係省庁と調整した上でございますが、現在のところ養護老人ホーム、養護学校、病院等を政令で規定することを見込んでおります。先ほど申しましたように、関係省庁と調整をこつた上で規定をしていきたいと考えております。

引き上げたところでございます。

○中西(續)委員 土地所有者にとって制限が厳しくなる指定をする場合、住民等の意見聴取を必要があると思つておられますが、具体的にどのよう

○那珂政府参考人 御指摘のように、このがけ近事業、全国で十分利用されているとは言えない状況であると思つております。

○竹村政府参考人 先ほど総括政務次官が御説明申し上げましたように、そこに住んでいる住民自身の生命、身体を守るための権利制限でござい

今回の補助限度額の、この時代にあつては大幅と言つてよろしいかと思つておりますが、この大幅な引き上げ効果とともに、御審議いただいておりますこの新法案によつて、特別警戒区域等の指定、そのからの移転に対してこの事業を推進していくというようなことを含めて、都道府県、市町村という地方公共団体のがけ対策、移転対策への積極的な取り組みも期待いたしまして、この事業の活用の促進に努めてまいりたいと思つております。

○中西(續)委員 け地近接等危険住宅移転事業は、平成十二年度の補助単価の大幅引き上げがなされておりますけれども、今回の場合、なぜこのように大幅に引き上げたのか、この点についてお

○中西(續)委員 いずれにしても、予算面から見ましても、内容が果たして多くの皆さんに知られておるかどうかということが一つあるうと思つておられますが、こうした問題につきましては、先ほど申し上げましたように、多くの住民の皆さんと行政とのかわりかよほどうまくいかないか、これらの問題については絶えず問題を残しますし、不信を買うこととなるわけでありませうから、ぜひ

○那珂政府参考人 御指摘のいわゆるがけ近事業の補助限度額の考え方でございますが、これは移転先住宅の建設のための借入金に係る利子相当額

不信を買うこととなるわけでありませうから、ぜひ

○竹村政府参考人 御指摘のいわゆるがけ近事業の補助限度額の考え方でございますが、これは移転先住宅の建設のための借入金に係る利子相当額

不信を買うこととなるわけでありませうから、ぜひ

○竹村政府参考人 御指摘のいわゆるがけ近事業の補助限度額の考え方でございますが、これは移転先住宅の建設のための借入金に係る利子相当額

不信を買うこととなるわけでありませうから、ぜひ

そうした点について御留意いただいて、行政の側も努力していただくことを要望いたしまして、終わります。

○大口委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○大口委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大口委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大口委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、宮路和明君外六名より、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、日本共産党、保守党、自由党及び社会民主党・市民連合の七党派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。宮路和明君。

○宮路委員 ただいま議題となりました土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、日本共産党、保守党、自由党及び社会民主党・市民連合を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますが、その内容につきましては、既に質疑の過程において委員各位におかれましては十分御承知のところでありますので、この際、案文の朗読をもって趣旨の説明にかえることといたします。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点

に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 本法による土砂災害の防止のための対策の円滑かつ適正な実施が確保されるよう、土砂災害防止に関する国民の理解を深めるために必要な措置を講じ、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の促進が図られるよう努めること。また、指定に当たっては、関係市町村や関係住民の意見が反映されるよう努めること。

二 土砂災害防止対策基本指針については、本法施行後速やかに定めるよう努めること。また、基本指針に基づき行われる基礎調査等都道府県の事務が円滑かつ的確になされるよう支援に努めること。

三 国及び地方公共団体は、土砂災害に対して迅速な警戒避難措置がとれるよう、情報相互通報システムの整備、雨量観測体制の整備等の推進及び支援に努めること。

以上であります。委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○大口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大口委員長 起立総員。よつて、宮路和明君外六名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、中山建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。建設大臣中山正暉君。

○中山國務大臣 建設大臣として一言ごあいさつを申し上げます。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもって可決されましたことを深く感

謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいまの附帯決議において提起されました災害防止について国民の理解を深めることによる土砂災害警戒区域等の指定の促進、本法に基づく事務を行う都道府県への支援、災害時に迅速な警戒避難措置がとれるような体制の整備等の課題につきましては、その趣旨を十分に尊重してまいる所存でございます。

ここに、委員長初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさつといたします。ありがとうございます。

○大口委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大口委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大口委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五分散会

平成十二年五月十八日印刷

平成十二年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K